

2025年度

学修要覧

建築都市デザイン学部

東京都市大学

大学が提供する学びの機会を活用してください

学長 野城 智也

思う存分学べる学校を作りたいという熱い思いに満ちた学生諸氏が諸方奔走し、教師になってくださる方々、資金など学校の礎を創ってくださる方々を説き伏せて、実際に設立にこぎつけた学校があった、いわば、学生が創立者である学校があったというお話を聞いても、皆さんは夢物語と思うかもしれません。

しかし、いま皆さんが学んでいる、この東京都市大学の前身の一つである武蔵高等工科学校は、まさに、そのような夢物語のような経緯をたどって 95 年前に設立されました。

本学の創設にかかわった学生諸氏をかりたてたモノは何であったのでしょうか？

それは、自らの人生を切り拓いていくための能力や技術や知識を身につけたい、という思いであったということが、遺された史料からは浮かび上がってきます。

本学が創立された 1920 年代には、国内外で経済恐慌が頻繁におこただけでなく、1923 年には関東大震災がおきています。騒然としていて、明日何が起きるかわからないという気持ちを人々に抱かせるような時代でした。不確実性に満ち満ちた時代を生き抜いていくためには、自らの知を磨いていくしかない、と考えた青年たちがいたとしても、まったく不思議がない状況でした。本学の創設にかかわった学生の面々も、そうした青年の一部であったと想像されます。

いま皆さんをとりまく状況は、1920 年代の先輩たちを取り巻いていた状況とは全く異なります。ただ、さまざまな不確実性が未来を覆っているという点においては、95 年前と似ています。だとすれば、先輩たちが、激動の時代を自ら磨いた知の力で乗り越え、自らの道を切り拓いていったように、是非、いまの本学の学生諸君も、それぞれの知を磨き、仮に将来、さまざまな困難・課題に直面したとしても、それらを乗り越え、それぞれの道を切り拓いていってもらいたいと、切望する次第です。

東京都市大学は、皆さんが学んでいくさまざまな機会を提供します。その機会をどれだけ活用できるかは、学生諸君それぞれの取り組み方に大いに依存します。与えられたことをこなしていく受動的な態度では、将来、道を拓いていくだけの知の力を十分に磨いていくことはできません。「自分は如何なる知を磨くのか」を主体的に考え、それをもとに履修計画を練っていくことで、大学が提供する学びの機会の活用度は異なってきます。

この学修要覧は、本学が提供する学びの機会の内容についてとりまとめたデータベースです。このデータベースを参照しながら、どのような知を磨いていくのか、学生諸君が自身で考え、自らの履修計画を主体的に練っていただくとともに期待します。



目 次

学長挨拶

学長 野城 智也

東京都市大学

■大学概要	3
■沿 革	5
■学年暦	7
■東京都市大学学則	9
■関係規程	27
1. 東京都市大学 学位規程	27
2. 東京都市大学 認定留学に関する規程.....	31
3. 東京都市大学 学生の懲戒に関する規程.....	33
4. 東京都市大学 授業料等納入規程.....	39
5. 東京都市大学 情報システム利用規則.....	41
6. 学校法人五島育英会情報セキュリティポリシー.....	43

建築都市デザイン学部

■建築都市デザイン学部：人材の養成及び教育研究上の目的.....	47
■建築都市デザイン学部：カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー	49
■建築都市デザイン学部：履修要綱.....	51
1. 単位	51
2. 授業科目	51
3. 履修心得（卒業要件と履修登録上の心得）	52
4. 授業時間	56
5. 休講措置	56
6. ストライキ等により交通機関が運行停止した場合および台風による 気象警報発表時の授業措置	56
7. 科目試験	57
8. 科目成績	58
9. 単位修得状況や成績に関する指導.....	58
10. 3年次進級条件	59
11. 4年次進級条件	59
12. 卒業研究(1) 着手条件	59
13. 卒業研究(2) 着手条件	59
14. 修業年限と卒業延期	59
15. 他学科・他学部・他大学の科目の履修.....	60
16. 学部・大学院一貫教育	62
■東京都市大学留学プログラム（TAP・ATAP）	63

理工学部・建築都市デザイン学部・情報工学部	
共通分野：教養科目・体育科目・外国語科目	
■教養科目	71
■体育科目	72
■外国語科目	73
建築都市デザイン学部 学部基盤科目	
■学部基盤科目	76
建築都市デザイン学部 学科：学部基盤科目・専門科目	
■建築学科	78
■都市工学科	102
関係情報	
■図書館	125
■情報基盤センター	129
■学生生活関連	131
■各種資格	137
■大学院進学情報	141
■教職員名簿	143
■校舎配置図	155



理念

「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」

——建学の精神“公正”“自由”“自治”を活かしながら新たな発展へ

本学は、“工業教育の理想”を求める学生たちが中心となって創設された、日本においてきわめて稀な、学生の熱意が創り上げた大学です。この建学の精神は、独立自主の思い溢れる学生たちが掲げた、夢と希望のシンボルです。東京都市大学は、この優れた精神を継承しながら、“持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究”を理念とし、新しい時代と社会の要請に応える大学へとさらなる進化を遂げていきます。

東京都市大学	TOKYO CITY UNIVERSITY UNDERGRADUATE DIVISION	入学定員	収容定員
■理工学部	FACULTY OF SCIENCE AND ENGINEERING		
機械工学科	DEPARTMENT OF MECHANICAL ENGINEERING	120	480
機械システム工学科	DEPARTMENT OF MECHANICAL SYSTEMS ENGINEERING	110	440
電気電子通信工学科	DEPARTMENT OF ELECTRICAL, ELECTRONICS AND COMMUNICATION ENGINEERING	150	600
医用工学科	DEPARTMENT OF MEDICAL ENGINEERING	60	240
応用化学科	DEPARTMENT OF APPLIED CHEMISTRY	75	300
原子力安全工学科	DEPARTMENT OF NUCLEAR SAFETY ENGINEERING	45	180
自然科学科	DEPARTMENT OF NATURAL SCIENCES	60	240
		620	2,480
■建築都市デザイン学部	FACULTY OF ARCHITECTURE AND URBAN DESIGN		
建築学科	DEPARTMENT OF ARCHITECTURE	120	480
都市工学科	DEPARTMENT OF URBAN AND CIVIL ENGINEERING	100	400
		220	880
■情報工学部	FACULTY OF INFORMATION TECHNOLOGY		
情報科学科	DEPARTMENT OF COMPUTER SCIENCE	100	400
知能情報工学科	DEPARTMENT OF INTELLIGENT SYSTEMS	80	320
		180	720
■環境学部	FACULTY OF ENVIRONMENTAL STUDIES		
環境創生学科	DEPARTMENT OF RESTORATION ECOLOGY AND BUILT ENVIRONMENT	90	360
環境経営システム学科	DEPARTMENT OF ENVIRONMENTAL MANAGEMENT AND SUSTAINABILITY	90	360
		180	720
■メディア情報学部	FACULTY OF INFORMATICS		
社会メディア学科	DEPARTMENT OF SOCIOLOGY AND MEDIA STUDIES	90	360
情報システム学科	DEPARTMENT OF INFORMATION SYSTEMS	100	400
		190	760
■デザイン・データ科学部	FACULTY OF DESIGN AND DATA SCIENCE		
デザイン・データ科学科	DEPARTMENT OF DESIGN AND DATA SCIENCE	100	400
■都市生活学部	FACULTY OF URBAN LIFE STUDIES		
都市生活学科	DEPARTMENT OF URBAN LIFE STUDIES	160	640
■人間科学部	FACULTY OF HUMAN LIFE SCIENCES		
人間科学科	DEPARTMENT OF HUMAN LIFE SCIENCES	100	400
		1,750	7,000

■世田谷キャンパス【理工学部】【建築都市デザイン学部】【情報工学部】【都市生活学部】【人間科学部】
【総合理工学研究科】【環境情報学研究科（都市生活学専攻）】

〒158-8557 東京都世田谷区玉堤1-28-1

■横浜キャンパス【環境学部】【メディア情報学部】【デザイン・データ科学部】
【環境情報学研究科（都市生活学専攻以外の専攻）】【情報データ科学研究科 ※2025年9月開設予定】

〒224-8551 神奈川県横浜市都筑区牛久保西3-3-1

■原子力研究所〔王禅寺キャンパス〕

〒215-0013 神奈川県川崎市麻生区王禅寺971

東京都市大学 大学院	TOKYO CITY UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL	課程	博士前期課程		博士後期課程	
		定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
■総合理工学研究科	GRADUATE SCHOOL OF INTEGRATIVE SCIENCE AND ENGINEERING		MASTER'S COURSE		DOCTOR'S COURSE	
機械専攻	MECHANICS		85	170	10	28
電気・化学専攻	ELECTRICAL ENGINEERING AND CHEMISTRY		110	220	12	32
共同原子力専攻	COOPERATIVE MAJOR IN NUCLEAR ENERGY		15	30	4	12
自然科学専攻	NATURAL SCIENCES		20	40	2	6
建築都市デザイン専攻	ARCHITECTURE AND URBAN DESIGN		90	180	12	32
情報専攻	INFORMATICS		80	160	10	28
			400	800	50	138
■環境情報学研究科	GRADUATE SCHOOL OF ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES		MASTER'S COURSE		DOCTOR'S COURSE	
環境情報学専攻	ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES		62	124	6	14
東京都市大学・エディスコワン大学 国際連携環境融合科学専攻	INTERNATIONAL COLLABORATIVE PROGRAM OF TRANSDISCIPLINARY SCIENCES FOR SUSTAINABILITY BETWEEN TOKYO CITY UNIVERSITY AND EDITH COWAN UNIVERSITY		5	10	-	-
都市生活学専攻	URBAN LIFE STUDIES		18	36	6	14
			85	170	12	28
※以下「情報データ科学研究科」は、2025年9月開設予定						
■情報データ科学研究科	GRADUATE SCHOOL OF INFORMATION AND DATA SCIENCES		MASTER'S COURSE		DOCTOR'S COURSE	
情報データ科学専攻	INFORMATION AND DATA SCIENCES		20	20	5	5
			485 (505)	970 (990)	62 (67)	166 (171)

()内の数字は、情報データ科学研究科の人数を含む合計数

付属施設等	大学	共通教育部 FACULTY OF LIBERAL ARTS AND SCIENCES	世田谷・横浜キャンパス
	大学	図書館 LIBRARY	世田谷・横浜キャンパス
	大学	総合研究所 ADVANCED RESEARCH LABORATORIES	世田谷キャンパス
	大学	情報基盤センター INFORMATION TECHNOLOGY CENTER	世田谷・横浜キャンパス
	理工学部	原子力研究所 ATOMIC ENERGY RESEARCH LABORATORY	王禅寺キャンパス

沿革

東京都市大学は、昭和4年に創設された武蔵高等工科学校をその母体として発展してきたもので、その沿革は次の通りである。昭和24年に学制改革により武蔵工業大学に昇格した本学は、公正・自由・自治を建学の精神とし、実学の充実に力点を置いた教育と、実践的かつ先駆的な研究活動で、わが国の工業教育に尽瘁してきた。平成21年には東京都市大学と改称し、「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を理念とした、科学技術から生活福祉までの幅広い領域を網羅する大学として現在に至っている。

昭和 4年 9月	□武蔵高等工科学校として創設 □電気工学科、土木工学科、建築工学科の3学科を開設
昭和 5年 4月	□建築工学科を建築学科と改称
昭和 9年 4月	□機械工学科を増設、計4学科となる
昭和17年 4月	□実業学校令、専門学校令による武蔵高等工業学校を開設 □機械工学科、電気工学科、土木工学科、建築工学科の4学科を設置
昭和19年 4月	□武蔵工業専門学校と改称 □機械科、電気科、建築科、土木科とし、同時に電気通信科を増設、計5科となる
昭和24年 4月	□武蔵工業大学に昇格 □工学部機械工学科、電気工学科、建設工学科の3学科を設置 □学長に赤野正信が就任
昭和25年 4月	□短期大学部機械科、電気科、建設科の3科を併設
昭和27年 4月	□学長に荒川大太郎が就任
昭和29年11月	□理事長に五島慶太が就任
昭和30年 5月	□学長に元東京工業大学長・大阪帝国大学総長工学博士八木秀次が就任
同 6月	□学校法人東横学園を合併して学校法人名を五島育英会と改称
昭和32年 4月	□工学部に電気通信工学科を増設、建設工学科を建築工学科、土木工学科に分離し、工学部は計5学科となる
昭和34年 4月	□工学部に生産機械工学科、経営工学科を増設、工学部は計7学科となる
同 9月	□理事長に五島昇が就任
昭和35年 4月	□原子力研究所発足 □学長に前静岡大学長工学博士山田良之助が就任
同 10月	□工学部建築工学科を建築学科と改称
昭和39年 9月	□五島育英会々長に五島昇が就任 □理事長に唐沢俊樹が就任
昭和40年 4月	□工学部機械工学科と生産機械工学科を合併、新たに機械工学科とし、工学部は計6学科となる
昭和41年 4月	□大学院工学研究科修士課程機械工学専攻、生産機械工学専攻、電気工学専攻、建築学専攻の4専攻を開設
昭和42年 5月	□理事長に星野直樹が就任
昭和43年 3月	□短期大学部を廃止
同 4月	□大学院工学研究科修士後期課程機械工学専攻、生産機械工学専攻、電気工学専攻、建築学専攻の4専攻を開設
昭和44年 4月	□工学部電気通信工学科を電子通信工学科と改称
昭和47年 4月	□大学院工学研究科修士課程に土木工学専攻を増設、大学院工学研究科修士課程は計5専攻となる
昭和49年 3月	□理事長に曾福益が就任
昭和53年 3月	□学長に東京大学名誉教授工学博士石川馨が就任
昭和54年10月	□創立50周年 □情報処理センター発足
昭和55年 6月	□理事長に五島昇が就任
昭和56年 4月	□大学院工学研究科修士後期課程に土木工学専攻を増設、大学院工学研究科修士後期課程は計5専攻となる □大学院工学研究科修士課程に経営工学専攻、原子力工学専攻を増設、大学院工学研究科修士課程は計7専攻となる
同 6月	□会長に五島昇が就任 □理事長に山田秀介が就任
昭和60年 4月	□工学部電気工学科を電気電子工学科と改称
平成元年 9月	□学長に本学教授工学博士古浜庄一が就任
平成 4年 4月	□水素エネルギー研究センター発足
平成 6年 5月	□理事長に堀江音太郎が就任
平成 9年 4月	□環境情報学部環境情報学科を開設、大学は計2学部となる □工学部に機械システム工学科、電子情報工学科、エネルギー基礎工学科を増設、工学部は計9学科となる □情報メディアセンター発足
平成10年 9月	□学長に東京大学名誉教授・埼玉大学名誉教授工学博士堀川清司が就任
同 10月	□環境情報学部が国際規格「環境マネジメントシステムISO 14001」の認証を取得
平成11年 4月	□エネルギー環境技術開発センター発足
平成12年 4月	□産官学交流センター発足
同 5月	□理事長に秋山壽が就任
平成13年 4月	□大学院環境情報学研究科修士課程環境情報学専攻を開設、大学院は計2研究科となる □大学院工学研究科修士課程及び修士後期課程生産機械工学専攻を機械システム工学専攻と改称
平成14年 4月	□大学院工学研究科修士課程及び修士後期課程土木工学専攻を都市基盤工学専攻と改称、大学院工学研究科修士課程原子力工学専攻をエネルギー量子工学専攻と改称 □工学部土木工学科を都市基盤工学科、経営工学科をシステム情報工学科とそれぞれ改称 □環境情報学部情報メディア学科を増設、環境情報学部は計2学科となる □生涯学習センター発足
平成15年 3月	□14号館（サクラセンター＃14（新体育館・食堂））完成
平成15年 4月	□大学院工学研究科修士後期課程にエネルギー量子工学専攻を増設、大学院工学研究科修士後期課程は計6専攻となる □工学部電気電子工学科を電気電子情報工学科、電子情報工学科をコンピュータ・メディア工学科、エネルギー基礎工学科を環境エネルギー工学科とそれぞれ改称
同 5月	□理事長に山口裕啓が就任
平成16年 4月	□総合研究所発足

同	9月	□学長に本学教授工学博士中村英夫が就任
同	10月	□創立75周年 □9号館（新図書館）完成
平成17年	4月	□大学院環境情報学研究科博士後期課程環境情報学専攻を開設
平成18年	4月	□大学院工学研究科修士課程経営工学専攻の学生募集を停止，修士課程及び博士後期課程にシステム情報工学専攻を開設 □大学院全専攻に博士後期課程が設置されたため修士課程の呼称を博士前期課程に変更，大学院博士後期課程及び博士前期課程は計2研究科・8専攻となる
同	8月	□4号館（新建築学科棟）完成
平成19年	4月	□知識工学部情報科学科，情報ネットワーク工学科，応用情報工学科の3学科を開設，大学は計3学部となる □工学部に生体医工学科を増設，工学部の電子通信工学科，コンピュータ・メディア工学科，システム情報工学科の学生募集を停止，電気電子情報工学科を電気電子工学科，都市基盤工学科を都市工学科とそれぞれ改称，工学部は計7学科となる
同	12月	□室蘭工業大学と包括連携協定を締結
平成20年	3月	□昭和大学，多摩美術大学と包括連携協定を締結
同	4月	□工学部に原子力安全工学科を増設，工学部は計8学科となる □工学部環境エネルギー工学科をエネルギー化学科と改称
平成21年	4月	□同一法人内の東横学園女子短期大学と統合し，大学名称を東京都市大学と改称 □都市生活学部都市生活学科，人間科学部児童学科を開設，大学は計5学部となる □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程電気工学専攻の学生募集を停止，電気電子工学専攻，生体医工学専攻，情報工学専攻を開設，大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程は計9専攻となる □知識工学部に自然科学科を増設，応用情報工学科を経営システム工学科と改称，知識工学部は計4学科となる
同	6月	□2号館（生体医工学科棟）完成
平成22年	4月	□大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程エネルギー量子工学専攻の学生募集を停止，エネルギー化学専攻を開設，共同原子力専攻を早稲田大学と共同で開設，大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程は計10専攻となる
平成23年	4月	□大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程都市基盤工学専攻を都市工学専攻と改称 □工学部及び知識工学部の情報処理センター，環境情報学部の情報メディアセンターを改編し，情報基盤センター発足
平成23年	5月	□理事長に安達功が就任
平成24年	4月	□共通教育部を設置
平成25年	4月	□大学院環境情報学研究科に修士課程都市生活学専攻を増設，大学院博士前期課程の呼称を修士課程に変更 □環境情報学部環境情報学科及び情報メディア学科の学生募集停止，環境学部環境創生学科，環境マネジメント学科，メディア情報学部社会メディア学科，情報システム学科を新設，大学は計6学部18学科となる □工学部生体医工学科を医用工学科と改称，知識工学部情報ネットワーク工学科を情報通信工学科と改称
同	9月	□学長に東京大学名誉教授・前独立行政法人科学技術振興機構理事長 理工学博士 北澤宏一が就任
平成26年	1月	□1号館完成
平成27年	1月	□学長に本学副学長工学博士三木千壽が就任
平成30年	4月	□大学院工学研究科を総合理工学研究科と改称，博士後期課程及び修士課程機械工学専攻を機械専攻に改称，電気電子工学専攻を電気・化学専攻に改称，建築学専攻を建築・都市専攻に改称，情報工学専攻を情報専攻に改称，機械システム工学専攻，生体医工学専攻，都市工学専攻，システム情報工学専攻，エネルギー化学専攻の学生募集を停止，総合理工学研究科は計5専攻となる □6号館（研究実験棟）完成
同	5月	□理事長に高橋遠が就任
平成31年	4月	□工学部電気電子工学科を電気電子通信工学科と改称，知識工学部経営システム工学科を知能情報工学科と改称，環境学部環境マネジメント学科を環境経営システム学科と改称，知識工学部情報通信工学科の学生募集停止，大学は計6学部17学科となる □国際学生寮完成
令和元年	10月	□創立90周年
令和2年	4月	□工学部を理工学部と改称，工学部建築学科及び都市工学科の学生募集停止，理工学部自然科学科を増設，理工学部は計7学科となる □知識工学部を情報工学部と改称，知識工学部自然科学科の学生募集停止，情報工学部は計2学科となる □建築都市デザイン学部建築学科，都市工学科の2学科を開設，大学は計7学部17学科となる □大学院総合理工学研究科博士後期課程及び修士課程自然科学専攻を増設，大学院総合理工学研究科博士後期課程及び修士課程は計6専攻となる
令和3年	4月	□大学院環境情報学研究科に博士後期課程都市生活学専攻を開設，大学院修士課程の呼称を博士前期課程に変更，大学院博士後期課程及び博士前期課程は計2研究科・8専攻となる □理工学部エネルギー化学科を応用化学科と改称
同	5月	□理事長に泉康幸が就任
令和4年	1月	□7号館完成
令和5年	4月	□人間科学部児童学科を人間科学科と改称，デザイン・データ科学部デザイン・データ科学科を開設，大学は8学部18学科となる
令和6年	1月	□学長に本学教授工学博士野城智也が就任
同	4月	□総合理工学研究科建築・都市専攻を建築都市デザイン専攻と改称 □大学院環境情報学研究科に東京都市大学・エディスコワーワン大学国際連携環境融合科学専攻 博士前期課程を開設，環境情報学研究科は計3専攻となる
同	5月	□理事長に渡邊功が就任
同	8月	□10号館完成

2025年度 学年暦

- ◆下表の白抜き部分が授業開講日です。
- ◆入試は全て予定であり、2026年度「入試大綱」の決定に基づき変更になる場合があります。
- ◆本学年暦は、学則第22条第2項の規定に基づくクォーター制の導入を示すものであるとともに、同条第3項の規定に伴う各クォーターの始期及び終期を定めるものです。

2025年度 前期							
	月	火	水	木	金	土	日
4月		1	入学式		オリエンテーション		6
	Ⅱセミナー	フレッシュヤーズ キャンプ		10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	祝日 授業日	30	1	2	3 祝日	4 祝日
5月	5 祝日	6 振替休日	7	8 PM体育祭	9 体育祭	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	※休校 振替日
6月	2	3	振替 休校	5 試験	6 試験	7 試験	試験 予備日
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	1	2	3	4	5	6
7月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	※休校 振替日
	祝日 授業日	22	23	24	25	26	試験 予備日
	28 試験	29 試験	30 試験	31 試験	1 試験	2	3
8月	4	5	6	7	8	9	10
	11 祝日	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
9月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13 準備日	横浜祭
	横浜祭 祝日	16 片付日	17	18	後期オリ エンテー ション	入学式 学位 授与式	

2025年度 後期							
	月	火	水	木	金	土	日
9月							21
	22	祝日 授業日	24	25	26	27	28
	29	30	1	2	3	4	5
10月	6	7	8	9	10	11	12
	13 祝日	振替 休校	15	16	創立 記念日 授業日	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
11月	27	28	29	30	準備日 振替休校	世田 谷祭	
	片付日 祝日	4	振替 休校	振替 休校	7	8	※休校 振替日
	10	11	12	13	14	15	試験 予備日
12月	17	18 試験	19 試験	20 試験	21	22	23 祝日
	祝日 授業日	25	26	27	28	29	30
	1	2	3	4	5	6	7
2026 1月	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
2月	29	30	31	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	※休校 振替日
	12 祝日	13	14	15	16	共通 テスト	
3月	19	20	21	22	23	24	試験 予備日
	26	27 試験	28 試験	29 試験	30 試験	31 試験	1
	2	3	4	5	6	7	8
4月	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	学位 授与式	20 祝日	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
5月	30	31					

祝日授業日一覧	
祝日だが授業(試験・行事)を実施	振替休校日
4月29日(火)	6月4日(水)
7月21日(月)	10月14日(火)
9月23日(火)	10月31日(金)
10月17日(金)	11月5日(水)
11月24日(月)	11月6日(木)

祝日授業日

祝日だが授業を行う日があり、その振替で休校とする日があります。

※休校振替日

台風等で休校が発生し振替が必要な場合に、授業を行う予備日です。

	学部	大学院	主要行事	日程
前期	全学		年度開始	4月1日(火)
	全学		入学式	4月2日(水)
	全学		前期オリエンテーション	4月3日(木)～4月5日(土)
	横浜キャンパス		学生定例健康診断	4月1日(火)～4月4日(金)
	世田谷キャンパス		学生定例健康診断	4月4日(金)～4月14日(月)
	全1年	—	ウォーミングアップセミナー	4月7日(月)
	全1年	—	フレッシュャーズ・キャンプ：休講	4月8日(火)、4月9日(水)
	全学		前期履修登録期間	4月14日(月)～4月16日(水)
	—	院全学※	学位論文主題等届出締切日 ※対象：博士前2年次・博士後5年次	4月18日(金)
	全学		履修確認期間	4月22日(火)、4月23日(水)
	全学		体育祭	5月8日(木)、5月9日(金)
	全学		前期前半末試験(前期前半でクォーター開講する授業の試験)	6月5日(木)～6月7日(土) ※6月8日(日)は試験予備日とする
	全学		オープンキャンパス(オンライン入試説明会)	6月8日(日)
	—	入試	大学院入学試験(A日程)／総合理工学研究科	6月11日(水)
	—	入試	大学院入学試験(A日程・後学期Ⅱ期入試)／環境情報学研究科	6月11日(水)
	—	入試	大学院入学試験(A日程・後学期Ⅱ期入試)／情報データ科学研究科	6月11日(水)
	全学		前期後半開講科目履修変更期間	6月12日(木)、6月13日(金)
	全学		OPEN MISSION	6月15日(日)
	—	入試	大学院入学試験(後学期Ⅱ期入試)／総合理工学研究科	6月20日(金)、6月21日(土)
	全学		前期末試験	7月28日(月)～8月1日(金) ※7月27日(日)は試験予備日とする
	全学		夏期休業	8月2日(土)～9月20日(土)
	全学		オープンキャンパス	8月3日(日)、8月4日(月)
	全学		OPEN MISSION	8月5日(火)
	全学	—	転学部・転学科試験	詳細は決まり次第ポータルサイトでお知らせします
	—	入試	大学院入学試験(B日程)／総合理工学研究科	8月27日(水)～8月29日(金)
	—	入試	大学院入学試験(B日程)／環境情報学研究科	8月28日(木)
	—	入試	大学院入学試験(B日程)／情報データ科学研究科	8月28日(木)
	全学 (横浜キャンパス)		東京都市大学横浜祭／オープンキャンパス	9月14日(日)、9月15日(月)
	全学		東京都市大学横浜祭片付日	9月16日(火)
	全学		後期オリエンテーション	9月19日(金)
	全学		後学期入学式／学位授与式	9月20日(土)
後期	全学		後期履修登録期間	9月24日(水)～9月26日(金)
	全学		履修確認期間	10月2日(木)、10月3日(金)
	入試	—	総合型選抜(1段階選抜制)	10月4日(土)
	全学		創立記念日	10月17日(金)
	—	院環※	学位請求書・学位論文等の提出に関するガイダンス※対象：環学／博士前2年次	10月24日(金)
	入試	—	総合型選抜(2段階選抜制)等	10月25日(土)
	全学		東京都市大学世田谷祭／オープンキャンパス	11月1日(土)、11月2日(日)
	全学 (世田谷キャンパス)		東京都市大学世田谷祭片付日(振替休校)	11月3日(月)
	全学		後期前半末試験(後期前半でクォーター開講する授業の試験)	11月18日(火)～11月20日(木) ※11月16日(日)は試験予備日とする
	—	院全学※	学位論文提出締切日 ※対象：博士後5年次	11月21日(金)
	入試	—	学校推薦型選抜等	11月22日(土)
	全学		後期後半開講科目履修変更期間	11月26日(水)、11月27日(木)
	入試	—	特別選抜・編入学試験等	12月6日(土)
	全学		冬期休業	12月26日(金)～1月9日(金)
	入試	—	大学入学共通テスト：休講	1月17日(土)、1月18日(日)
	—	院全学※	学位請求書・学位論文等提出締切日 ※対象：博士前2年次・博士後5年次	1月22日(木)
	全学		学年末試験	1月27日(火)～1月31日(土) ※1月25日(日)は試験予備日とする
	全学		春期休業	2月1日(日)～3月31日(火)
	入試	—	一般選抜(前期)	2月1日(日)～2月3日(火)
	入試	—	一般選抜(前期理工系探究型)等	2月4日(水)
	—	入試	大学院入学試験(C日程)／総合理工学研究科	2月13日(金)、2月16日(月)、2月17日(火)
	—	入試	大学院入学試験(C日程)／環境情報学研究科	2月16日(月)
	—	入試	大学院入学試験(C日程)／情報データ科学研究科	2月16日(月)
	入試	—	一般選抜(中期)	2月20日(金)
	入試	—	一般選抜(後期)	3月4日(水)
	入試	—	共通テスト利用入試(後期)	3月4日(水)
	全学		学位授与(博士・修士・学士)資格認定者発表日	3月12日(木)
	全学		学位授与式	3月19日(木)
	全学		年度終了	3月31日(火)

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は、学校教育法に基づき、豊かな教養を授け、深く専門の学術を教授研究し、もって文化の向上に寄与するとともに、人類福祉の増進に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(認証評価)

第1条の3 本大学は、前条の措置に加え、本大学の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

2 本大学は、前条の点検及び評価の結果並びに前項の評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

(名称)

第2条 本大学は、東京都市大学と称する。

(位置)

第3条 本大学は、東京都世田谷区玉堤1丁目28番1号に置く。

第2章 組織

(学部、学科及び収容定員)

第4条 本大学に、理工学部、建築都市デザイン学部、情報工学部、環境学部、メディア情報学部、デザイン・データ科学部、都市生活学部及び人間科学部を置く。

2 各学部における学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	120	480
	機械システム工学科	110	440
	電気電子通信工学科	150	600
	医用工学科	60	240
	応用化学科	75	300
	原子力安全工学科	45	180
	自然科学科	60	240
	計	620	2,480
建築都市デザイン学部	建築学科	120	480
	都市工学科	100	400
	計	220	880
情報工学部	情報科学科	100	400
	知能情報工学科	80	320
	計	180	720
環境学部	環境創生学科	90	360
	環境経営システム学科	90	360
	計	180	720
メディア情報学部	社会メディア学科	90	360
	情報システム学科	100	400
	計	190	760
デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科	100	400
都市生活学部	都市生活学科	160	640
人間科学部	人間科学科	100	400
合 計		1,750	7,000

(人材の養成及び教育研究上の目的)

第4条の2 第1条を実現するため、各学部と学科における人材の養成及び教育研究上の目的を別表6に定める。

(3つのポリシー)

第4条の3 本大学は、以下の方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

- (1) 卒業の認定に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受入れに関する方針

2 前項の方針は、別に定める。

(共通教育部)

第4条の4 本大学に、共通教育部を置く。

2 共通教育部に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第5条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(図書館)

第6条 本大学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(学生部)

第7条 本大学に、学生部を置く。

2 学生部に関する規程は、別に定める。

(附属施設)

第8条 本大学に、以下の附属施設を置く。

- (1) 総合研究所
- (2) 情報基盤センター

2 理工学部に、原子力研究所を置く。

3 附属施設に関する規程は、別に定める。

(附属学校)

第9条 本大学に、次の附属学校を置く。

- (1) 附属高等学校
- (2) 附属中学校
- (3) 等々力高等学校
- (4) 等々力中学校
- (5) 塩尻高等学校
- (6) 附属小学校
- (7) 二子幼稚園

2 附属学校の学則は、別に定める。

第3章 職員

(教育研究実施組織)

第10条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員及び事務職員を置く。

2 前項のほか、副学長を置くことができる。

3 学長及び副学長に関する規程は、別に定める。

4 各学部に、学部長を置く。

5 学部長に関する規程は、別に定める。

(教員資格)

第11条 各学科の教育課程上主要と認める授業科目は、各専門分野につき資格を有する専任の教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 各学科の授業科目を担当する教員の資格基準及び資格審査に関し必要な規程は、別に定める。

第4章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第12条 本大学に、大学協議会を置き、学長の求めに応じ、本大学の運営に関する重要事項を審議する。

2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第13条 各学部、各学部に、教授会を置く。

2 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べる。

(1) 当該学部における学生の入学、卒業及び学位授与に関すること。

(2) 当該学部における教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

4 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

6 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第14条 理工学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、理工学基礎科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。

2 建築都市デザイン学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、学部基盤科目、専門科目に区分する。

3 情報工学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、情報工学基盤科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。

4 環境学部にあつては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目・学科専門科目)に区分する。

5 メディア情報学部にあつては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目・学科専門科目)、並びに教科及び教職に関する科目に区分する。

6 デザイン・データ科学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、専門基礎科目、専門応用科目に区分する。

7 都市生活学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、専門基礎科目、専門科目に区分する。

8 人間科学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、専門基礎科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。

(修業年限及び履修単位等)

第15条 本大学の修業年限は、4年とし、学生は、次の区分に従って所定の単位数以上を修得しなければならない。

理工学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
理工学基礎科目	31単位
専門科目	60単位
小 計	110単位
自由選択 ※	14単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して14単位以上修得しなければならない。

建築都市デザイン学部 建築学科

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
学部基盤科目	30単位
専門科目	66単位
小 計	115単位
自由選択 ※	9単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して9単位以上修得しなければならない。

建築都市デザイン学部 都市工学科

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
学部基盤科目	30単位
専門科目	60単位
小 計	109単位
自由選択 ※	15単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して15単位以上修得しなければならない。

情報工学部 一般コース

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
情報工学基盤科目	33単位
専門科目	60単位
小 計	112単位
自由選択 ※	12単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

情報工学部 国際コース

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	12単位
情報工学基盤科目	33単位
専門科目	60単位
小 計	116単位
自由選択 ※	8単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して8単位以上修得しなければならない。

環境学部

区 分		卒 業 要 件
基礎科目	外国語科目	8単位
	体育科目	1単位
	教養科目	10単位
小 計		19単位
専門基礎科目		34単位
小 計		34単位
専門科目	学科基盤科目	60単位
	学科専門科目	
小 計		60単位
自由選択科目 ※		11単位
合 計		124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して11単位以上修得しなければならない。

メディア情報学部

区 分		卒 業 要 件
基礎科目	外国語科目	8 単位
	体育科目	1 単位
	教養科目	1 0 単位
小 計		1 9 単位
専門基礎科目		3 3 単位
小 計		3 3 単位
専門科目	学科基盤科目	6 0 単位
	学科専門科目	
小 計		6 0 単位
自由選択科目 ※		1 2 単位
合 計		1 2 4 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

デザイン・データ科学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	12単位
外国語科目	14単位
専門基礎科目	50単位
専門応用科目	40単位
小 計	116単位
自由選択 ※	8単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して8単位以上修得しなければならない。

都市生活学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10 単位
外国語科目	8 単位
体育科目	1 単位
専門基礎科目	39 単位
専門科目	53 単位
小 計	111 単位
自由選択 ※	13 単位
合 計	124 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して13単位以上修得しなければならない。

人間科学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	6 単位
外国語科目	8 単位
体育科目	2 単位
専門基礎科目	32 単位
専門科目	58 単位
小 計	106 単位
自由選択 ※	18 単位
合 計	124 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して18単位以上修得しなければならない。

- 2 学部の定めるところにより、他学部、他学科で開設する指定授業科目を履修したときは、当該授業科目の単位を卒業に必要な単位として認めることができる。
- 3 理工学部、建築都市デザイン学部及び情報工学部の学生は、60単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 4 環境学部の学生は、2年以上在学し、66単位以上を修得しなければ事例研究（1）に着手することができない。
- 5 メディア情報学部の学生は、2年以上在学し、66単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 6 デザイン・データ科学部の学生は、2年以上在学し、50単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 7 理工学部、建築都市デザイン学部及び情報工学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ4年次に進級することができない。
- 8 都市生活学部及び人間科学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 9 環境学部の学生は、3年以上在学し、事例研究（1）及び事例研究（2）を含む100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 10 メディア情報学部の学生は、3年以上在学し、事例研究を含む100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 11 デザイン・データ科学部の学生は、3年半以上在学し、110単位以上を修得しなければキャップストーンプロジェクトに着手することができない。

(在学年数及び在学年限)

第16条 本大学及び前条における在学年数とは、本大学入学後の年数とする。

2 編入学又は転入学した者の在学年数は、前項の在学年数に以下の年数を加えたものとする。

- (1) 2年次入学の場合は1年
- (2) 3年次入学の場合は2年

3 転学部又は転学科した者の在学年数は、転学部又は転学科の学年次にかかわらず、第1項による。

4 再入学した者の在学年数は、第1項の在学年数に再入学する前の在学年数を加えたものとする。

5 休学期間は、在学年数に含めない。

6 在学年数は、8年を超えることができない。

7 理工学部、建築都市デザイン学部、情報工学部、メディア情報学部及びデザイン・データ科学部については、2年次までの在学年数は、4年を超えることができない。

(科目の履修届出)

第17条 学生は、履修しようとする科目について、所定の届出をしなければならない。

(教育課程、単位の計算方法及び授業の方法)

第18条 第4条の3に定める卒業の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、体系的に編成した各学部各学科の教育課程、授業科目の単位数及び授業時間数は、別表1のとおりとし、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

2 本条に規定する各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせ45時間とし、次の標準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習、製図及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業研究は、30時間をもって1単位とするが、内容を考慮して定める。

3 本条に規定する各授業科目の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお、この授業において修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(各授業科目の授業期間)

第18条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他本大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(編入学者等の既修得単位の認定)

第19条 学生が本大学の学部編入学又は転入学する前に、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が転学部又は転学科する前に所属した学部・学科において履修した授業科目について修得した単位を、転学部又は転学科後の学部・学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の単位認定は当該学部教授会の議を経て行うものとする。

(教育職員の免許状)

第20条 教育職員免許状の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類 (教科)
理工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 工業) 中学校教諭一種免許状 (数学, 技術)
	機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 工業) 中学校教諭一種免許状 (数学, 技術)
	電気電子通信工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 理科, 工業) 中学校教諭一種免許状 (数学, 理科, 技術)
	医用工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 理科) 中学校教諭一種免許状 (数学, 理科)
	応用化学科	高等学校教諭一種免許状 (理科, 工業) 中学校教諭一種免許状 (理科, 技術)
	原子力安全工学科	高等学校教諭一種免許状 (理科, 工業) 中学校教諭一種免許状 (理科, 技術)
	自然科学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 理科) 中学校教諭一種免許状 (数学, 理科)
情報工学部	情報科学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 情報) 中学校教諭一種免許状 (数学)
	知能情報工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 情報) 中学校教諭一種免許状 (数学)
メディア情報学部	社会メディア学科	高等学校教諭一種免許状 (情報)
	情報システム学科	高等学校教諭一種免許状 (情報)
人間科学部	人間科学科	幼稚園教諭一種免許状

3 教科及び教職に関する科目の単位数及び授業時間数は、別表2のとおりとし、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

(学芸員の資格)

第20条の2 学芸員の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館法及び同施行規則に定められている博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 前項の博物館に関する科目の単位を修得するために開講する科目及びその単位数は、別表1の理工学部自然科学科の専門科目教育課程表に定める。

3 第2項の科目の履修に関する規定は別に定める。

(保育士の資格)

第20条の3 人間科学部人間科学科の学生で保育士の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、児童福祉法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士養成課程の単位数、授業時間数、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

第6章 学年及び休業

(学年)

第21条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第22条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期を2つの期間（以下「クォーター」という。）に分けることができる。

3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第23条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 10月17日

(4) 夏期休業日 7月26日から9月20日まで

(5) 冬期休業日 12月15日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要に応じ当該学部教授会の議を経て、臨時に前項に定める休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

第7章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本大学1年次に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第26条 入学志願者は、指定の期間内に、入学検定料を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

2 入学志願の手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(入学者選抜)

第27条 入学者の選抜は、第4条の3に定める入学者の受入れに関する方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。

2 入学者選抜に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第28条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、本大学の定める入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

3 入学手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(編入学及び転入学)

第29条 次の各号の一に該当する者が編入学又は転入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 大学（外国の大学を含む。）を卒業した者
 - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業した者
 - (4) 我が国において、外国の短期大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者（第25条に定める入学資格を有する者に限る。）
 - (5) 高等専門学校を卒業した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第25条に定める入学資格を有する者に限る。）
 - (7) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程に在学した者（第25条に定める入学資格を有する者に限る。）
- 2 他の大学（外国の大学を含む。）の在学生が、本大学への転入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。

(再入学)

第30条 やむをえない事情で本大学を退学した者が再入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は許可しない。

(転学部又は転学科)

第31条 本大学の学生が、本大学の他学部への転学部又は同一学部内の他学科への転学科を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、これを許可することがある。

(休学)

第32条 やむを得ない理由により長期にわたって修学することができない者は、その理由を休学願に詳記の上、各学期の始めまでに願い出て休学の許可を得なければならない。

- 2 休学の期間は、原則として1学期または1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、既に許可を得ている休学期間の延長を希望するときは引き続き許可するが、通算して3年を超えることはできない。
- 3 前2項にかかわらず、不慮の傷病等特別な事情により、連続して2ヶ月以上修学できなくなった場合、学期途中であつても証明書類を添付して休学を願い出ることができる。

(退学)

第33条 病気その他やむをえない事情のため、学業を続ける見込みがない者は、その理由を退学願に詳記の上、願い出て退学することができる。

- 2 授業料を納入せずに退学しようとするときは、前学期は4月30日、後学期は10月20日までに願い出なければならない。
- 3 前項により退学した者の在籍期間は、第46条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する学生があるときは、学長は当該学部教授会の議を経て、除籍する。

- (1) 所定の期日までに授業料等を納入しない者
 - (2) 第16条第6項に定める在学年限に及んでなお卒業できない者
 - (3) 第16条第7項に定める在学年限に及んでなお3年次に進級できない者
- 2 前項第1号により除籍となった者の在籍期間は、第46条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(授賞)

第35条 学生で、人物及び学業が優秀な者には授賞することがある。

(懲戒)

第36条 学生で、本大学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は当該学部教授会の議を経てこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関し必要な規程は、別に定める。

第8章 試験及び卒業

第37条 削除

(科目試験の方法)

第38条 科目試験は、所定の期間内に行う。ただし、試験の他、本大学が定める適切な方法により学修の成果を評価することもできる。

第39条 削除

(受験資格)

第40条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められる規程に従って履修した科目についてのみ、科目試験を受験することができる。

(成績の評価)

第41条 授業科目の成績は、原則として秀、優、良、可及び不可の5級に分け、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位の授与)

第42条 科目試験に合格した者には、第18条に掲げる単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第43条 本大学は、教育上有益と認めるときは、協議により他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、当該学部教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第44条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業及び学位)

第45条 第15条に定める修業年限を充たし、同条に定める単位を修得した者には、当該学部教授会の議を経て、卒業証書を授与する。

2 本大学を卒業した者には、本大学学位規程の定めるところにより以下の学位を授与する。

学部（学科）	学位
理工学部 (機械工学科, 機械システム工学科, 電気電子通信工学科, 医用工学科, 応用化学科, 原子力安全工学科)	学士（工学）
理工学部（自然科学科）	学士（理学）
建築都市デザイン学部	学士（工学）
情報工学部	学士（工学）
環境学部	学士（環境学）
メディア情報学部（社会メディア学科）	学士（社会情報学）
メディア情報学部（情報システム学科）	学士（情報学）
デザイン・データ科学部	学士（学術）
都市生活学部	学士（都市生活学）
人間科学部	学士（人間科学）

3 第1項に係る在学年数については、第16条を準用する。

第9章 入学検定料、入学金及び授業料

(授業料等)

第46条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表3に定める。

2 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 一旦納入した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。ただし、入学手続時の授業料については、所定の期日までに入学辞退の届け出があった場合は返還することがある。

4 休学中の授業料等は、別に定める東京都市大学授業料等納入規程によるものとする。

第10章 研究生、科目等履修生、外国人留学生、特別研究生及び特別聴講学生等

(研究生)

第47条 本大学において研究を志望する者は、許可を得て、研究生として入学することができる。研究生は、本大学の指定する教授等の指導を受けるものとする。

(研究生の資格)

第48条 研究生は、本大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者に限る。

(研究生の在学期間)

第49条 研究生の在学期間は、半年又は1カ年とする。ただし、事情によっては期間の延長を認めることがある。

(研究生の授業料等)

第50条 研究生は、別表4に定める入学金及び授業料を納入しなければならない。

(研究生の証明書)

第51条 研究生で、研究について相当の成果を収めた者に対しては、研究証明書を授与することがある。

(科目等履修生)

第52条 本大学の授業科目中、特定の科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

(科目等履修生の資格)

第53条 科目等履修生は、履修科目を学修し得る能力のある者に限る。

(科目等履修生の在学期間)

第54条 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、事情によっては、期間の延長を認めることがある。

(履修料)

第55条 科目等履修生は、別表5に定める入学検定料、入学金及び履修料を納入しなければならない。

(科目等履修生の証明書)

第56条 科目等履修生で、履修科目の試験に合格した者に対しては、第42条に定める規定を準用し、単位修得証明書を授与する。

(外国人留学生)

第57条 第25条に定める入学資格を有する外国人で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項については、別に定める。

(特別研究生)

第57条の2 本大学において、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生に特別研究生として本大学の指定する教授等の指導を受けさせることがある。

2 特別研究生に関して必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第58条 本大学において、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生に特別聴講学生として本大学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項については、別に定める。

(規定の準用)

第59条 研究生及び特別研究生については、本章に規定する場合のほか、第15条、第16条、第20条、第42条、第43条、第44条及び第45条を除き、一般学生の規定を準用する。

2 科目等履修生及び特別聴講学生については、本章に規定する場合のほか、第15条、第16条及び第45条を除き、一般学生の規定を準用する。

3 外国人留学生については、第57条に規定するもののほかは一般学生の規定を準用する。

(公開講座)

第59条の2 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項については、別に定める。

第11章 学生寮

(学生寮)

第60条 本大学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

付 則（令和2年3月13日）

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第4条、第20条、第45条、第18条別表1、第4条の2別表6））。
- 環境学部及びメディア情報学部の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの間は、次のとおりとする。

学 部	学 科	令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境学部	環境創生学科	360	360	360
	環境経営システム学科	300	320	340
	計	660	680	700
メディア情報学部	社会メディア学科	360	360	360
	情報システム学科	370	380	390
	計	730	740	750

付 則（令和2年5月28日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第46条別表3））。

付 則（令和3年2月16日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、第32条、第33条及び第34条の変更を除き従前どおりとする（一部変更（第15条、第16条、第32条、第33条、第34条、第18条別表1、第20条別表2））。

付 則（令和4年2月15日）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第15条、第18条別表1、第20条別表2、第4条の2別表6））。

付 則（令和4年3月23日）

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第4条、第14条、第15条、第16条、第20条、第20条の3、第45条、第18条別表1、第20条別表2、第46条別表3、第4条の2別表6））。
- デザイン・データ科学部デザイン・データ科学科の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、令和5年度は100名、令和6年度は200名、令和7年度は300名とする。

付 則（令和5年2月17日）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第1条の2、第4条の4、第10条、第11条、第14条、第15条、第18条、第18条の2、第27条、第38条、第40条、第41条、第45条、第18条別表1、第20条別表2、第4条の2別表6）、追加（第1条の3、第4条の3）、削除（第37条、第39条））。

付 則（令和5年5月29日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第46条別表3））。

付 則（令和6年2月22日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第14条、第15条、第18条別表1、第20条別表2、第4条の2別表6）、追加（第59条の2））。

付 則（令和7年2月21日）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第15条、第18条別表1、第20条別表2））。

別表 1 教育課程、授業科目の単位数及び授業時間数（学則第 18 条）

（省略：該当する学部学科の教育課程表頁を参照）

別表 2 教育職員免許状を取得するための教科及び教職に関する科目（学則第 20 条）

（省略：該当する学部学科の教職課程教育課程表頁を参照）

別表 3 入学検定料、入学金及び授業料（学則第 46 条）

科 目	学 部	金 額	備 考
入学検定料	全 学 部	35,000 円	大学入学共通テストの成績のみを利用 する場合は、18,000 円
入 学 金	全 学 部	250,000 円	
授 業 料	理 工 学 部 建築都市デザイン学部 情 報 工 学 部	1,512,000 円	
	環 境 学 部 メディア情報学部 デザイン・データ科学部	1,326,000 円	
	都 市 生 活 学 部	1,230,000 円	
	人 間 科 学 部	1,212,000 円	

別表 4 研究生の入学検定料、入学金及び授業料（学則第 50 条）

科 目	金 額
入学検定料	6,000 円
入 学 金	6,000 円
授 業 料	半期分 270,000 円

別表 5 科目等履修生の入学検定料、入学金及び履修料（学則第 55 条）

科 目	金 額
入学検定料	12,000 円
入 学 金	10,000 円
履 修 料	1 単位につき 12,000 円

別表6 人材の養成及び教育研究上の目的（学則第4条の2）

学部	学科	人材の養成及び教育研究上の目的
理工学部		教育理念である「理論と実践」のもと、理工学に関する深い専門性、幅広い教養、豊かな国際性、多様なコミュニケーション能力及び高い倫理観を涵養し、これらの学びを統合させることによって、社会に変革をもたらすための問いを生み出し、社会課題の解決に果敢に挑戦していく研鑽を積むことで、未来を切り拓く探究心、判断力及び実行力を持つ人材の養成を目的とする。
	機械工学科	機械工学の専門知識の修得と実践的学習を通して、工業が自然や人間社会に及ぼす影響に興味と関心を持ち、問題の発見から解決に至る一連の流れを創造して、もの作りができる能力と、社会の多様な問題を解決するためのコミュニケーション能力を向上させることで、社会変革を担える人材の養成を目的とする。
	機械システム工学科	ものづくり、機械工学、電気工学、制御工学の基礎を幅広く学修し、機械システムを設計する実践的な経験を積むことにより、理論的裏付けを持った実践と協働によって次代の多様な社会的要請に応じた機械システムを構築できると同時に、教養、語学力、国際的思考を有し、社会を担う気概と倫理観を持った技術者の養成を目的とする。
	電気電子通信工学科	電気電子通信工学の基礎となる知識を十分に修得した上で、幅広く専門知識を身に付け、さらに学生実験や卒業研究を通して実践的な経験を積むことにより、進化する社会の中で技術者として生き抜く力を養い、現実即した発想のもと身に付けた知識に基づく理論的裏付けを持った実践によって多彩かつ柔軟に応用できる人材の養成を目的とする。
	医用工学科	工学分野と医学分野の知識及びその活用に必要な基本知識と技能をバランスよく修得し、それらの知識と技能を有機的に融合させて医療及び福祉に貢献する機器や技術の研究開発を実践できる人材、さらには多様な知識を適切に活用して問題の発見と解決ができ、社会の変化に柔軟に対応できる人材の養成を目的とする。
	応用化学科	応用化学に関する系統的な学修、すなわち物質の構造や性質に関連する化学の様々な基礎知識を修得し、化学をベースに新しい物質を創成・利用するための基礎から応用までの専門知識について理解を深め、先進的な研究活動の経験を積むことによって、機能性材料開発、クリーンエネルギー、環境浄化、省資源などの分野で広く活躍できる能力をそなえた人材の養成を目的とする。
	原子力安全工学科	カーボンフリー電源である原子力エネルギー利用のさらなる安全性向上と発電以外の応用技術創造のために、原子核や原子力安全に関する正しい理論の学修と、放射線の取扱いに関する実務を交えた学修によって、原子力・放射線分野の理論及び技術を修得し、高度で専門的な能力を有する技術者の養成を目的とする。
	自然科学科	物理学、化学、生物学、地球科学、天文学及び数学といった自然科学に関する幅広い教育と研究を行うことで、総合的見識、健全な判断力及び理学の発展に寄与する調査分析能力を醸成させるとともに、複雑化し多様化する社会と科学の間の架け橋となり、人類の持続可能な進歩や福祉に貢献する人材の養成を目的とする。
建築都市デザイン学部		建築、社会基盤施設から都市デザインまでをフィールドとして、建築都市の諸問題を解決して、持続的な建築・都市の創造・再生を実現するための学問追求という教育理念に基づき、現実即したアイデアと理論的裏付けのあるデザインにより、建築や都市に対する社会の要請に対応できる高い能力をそなえた人材の養成を目的とする。
	建築学科	科学技術が高度に発展した現代において、歴史・文化を踏まえた上で都市・地域を再生し、人間生活や社会機能の高度化・複雑化に対応でき、自然環境と調和できる建築・都市を実現するために、人間としての幅広い教養、建築学に係わる総合的な基礎能力及び応用能力を培い、広く社会の発展に貢献できる建築設計者・建築技術者の養成を目的とする。
	都市工学科	工学の基礎力及びシビルエンジニアリングに関する実務の理解・デザイン能力を含む総合的問題解決能力をそなえた、社会の中核となる人材を育成すること、並びに人間—自然環境—社会システムの健全かつ持続的な共生関係を理解し、安全で快適な都市環境の実現に向けて、都市の構築・維持管理、都市環境の改善・創造、及び災害に強い都市づくりに貢献できるエンジニアの養成を目的とする。

学部	学科	人材の養成及び教育研究上の目的
情報工学部		高度に発達した情報技術を基盤とした豊かで持続可能な社会の実現に向けて、情報工学に関する基礎から応用までの知識や技術を体系的に身に付けるとともに、それらを現実の問題に適用して解決できる能力を有し、社会が要請する情報システムやサービスを実現して国際社会で活躍できる人材の養成を目的とする。
	情報科学科	情報科学に関する専門知識と応用能力を兼ね備え、技術を総合的に活用したシステムとしてのコンピュータの開発能力を持ち、社会の要請に応えるべく、問題の本質を積極的に解決する能力を身に付けているだけでなく、コンピュータが豊かな社会に貢献するための倫理観をも身に付けている人材の養成を目的とする。
	知能情報工学科	人工知能や人間の知能など様々な知能を統合・活用しながら、IoT技術でビッグデータを収集でき、データサイエンスを駆使して分析し、その結果から解決案や新しい製品、仕組みをデザインし、それを社会に送り出すマネジメント能力を通じて、超スマート社会にイノベーションを起こすことのできる総合的技術者の養成を目的とする。
環境学部		グローバルな視野のもと、地域から地球規模に及ぶ環境問題を科学的に捉え、自然環境と都市環境を調和させることで持続可能な未来社会を創造し、政策科学に立脚した経済システムを環境調和型に転換することによって、カーボンニュートラルの実現、ひいては循環型で持続可能な社会の構築に貢献できる人材の養成を目的とする。
	環境創生学科	持続可能な社会の基盤である生態環境、都市環境及びそれらの相互関係性を理解させるとともに、劣化した自然環境の保全・復元・創造や人間社会にとって安全で快適な都市空間の創造についての理念と方法論を修得させることによって、実社会において持続的な環境を創生できる専門家の養成を目的とする。
	環境経営システム学科	気候変動、廃棄物問題、大気と水の汚染、生物多様性の消失などの現在直面する地球環境問題は、人間の日常生活と事業活動が原因で発生している。このような問題に対処するために、環境経営と環境政策を基軸とする教育と研究を推進し、循環型で持続可能な社会の実現に向けた提案や実践を行うことができる人材の養成を目的とする。
メディア情報学部		人間と情報通信技術の調和による、より良い社会の実現に向けて、人間社会や、情報通信技術が生み出す新しい情報環境を深く理解した上で、社会的仕組みや情報システムを調査・分析する能力を身に付けるとともに、新しい仕組みやシステムを実現・評価・改善することができる人材の養成を目的とする。
	社会メディア学科	グローバルな諸問題から身近なコミュニケーション問題までを、社会科学的視点から調査分析し、情報メディアを駆使した解決法を編み出し、社会に向けて説得的に提言できる人材、そのために必要な実践力・リサーチ力、デザイン力、コミュニケーション力等をそなえた人材の養成を目的とする。
	情報システム学科	人々が幸福に暮らせる自然環境・社会環境を維持発展していく基盤として、多様なニーズに応える安全で安心な情報システムの実現に向けた諸課題に取り組むことで、優れたシステムを作り上げるとともに、その必要性を戦略的に提言・説明し実現に向けマネジメントできるアセスメント力を持った人材の養成を目的とする。
デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科	定量・定性の両方のデータ科学に関する知識と技術に裏付けられた批判的思考力と論理的思考力、そしてグローバルリテラシーの涵養により、世界のあらゆる「もの」と「こと」を読み解く能力を修得させる。その上で、実社会における多種多様な課題を解決するために、新たな「もの」と「こと」を具体的に、構想・設計・構築、すなわち、デザインできる実践的な専門力を持つ人材の養成を目的とする。
都市生活学部	都市生活学科	都市の経営とデザインに関する企画力を有し、事業の推進及び管理運営を担う構想力・実践力を兼ね備え、都市に関する豊富な知見と国際人として活躍できるコミュニケーションスキルを活用して、魅力的で持続可能な都市生活の創造に資する人材の養成を目的とする。
人間科学部	人間科学科	人間・社会・文化・環境の持続可能な発展に様々な学問の総合をもって取り組む人間科学の理念に基づき、「教育・保育」「発達・心理」「保健・医療」「福祉」「環境」「文化」を含む多様な領域について総合的、複眼的に理解し、現代社会の抱える様々な課題の解決に貢献できる豊かな感性としなやかな知性をそなえた学際性と専門性を持つ、自立した人材の養成を目的とする。

関係規程

1. 東京都市大学 学位規程

制 定 昭和41年 4月 1日
最新改正 令和 6年 4月 1日

東京都市大学 学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、論文・特定課題研究報告書審査の方法、最終試験及び学力の確認の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものである。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、次の区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	専攻分野の名称
学士	工学
	理学
	環境学
	社会情報学
	情報学
	学術
	都市生活学
	人間科学
修士	工学
	理学
	環境情報学
	環境学
	都市生活学
博士	工学
	理学
	環境情報学
	都市生活学

- 2 前項に規定するもののほか、本学が適当と認めた場合には、博士の学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

(学位授与の基準)

第3条 学士の学位は、本学所定の課程を修め、本学を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有する者に授与する。
- 3 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、東京都市大学学則の定めるところにより、修業年限を充たして所定の単位を修得し、当該学部教授会の議を経て卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、東京都市大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の定めるところにより、大学院研究科の博士前期課程に所定の期間在学して、30 単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格し、博士前期課程を修了した者に授与する。

- 3 前項の規定において、各専攻で特定課題研究報告書の提出を認められた者にあつては、大学院研究科の博士前期課程に所定の期間在学して、30 単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う特定課題についての研究成果等の審査及び最終試験に合格し、博士前期課程を修了した者に授与する。
- 4 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院研究科の博士後期課程に所定の期間在学して、24 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に授与する。
- 5 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、学力試験により、大学院博士後期課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。
- 6 第4項の規定にかかわらず、大学院学則の定めるところにより、大学院総合理工学研究科共同原子力専攻博士後期課程にあつては、所定の期間在学して、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

(学位請求の手続)

第5条 博士前期課程において、学位論文又は特定課題研究報告書を提出しようとする者は、在学期間中に学位請求書を指導教員を通じて学長に提出するものとする。

- 2 博士後期課程において、学位論文を提出しようとする者は、在学期間中に学位請求書を指導教員を通じて学長に提出するものとする。
- 3 前条第5項の規定により博士の学位を請求する者は、あらかじめ当該研究科委員会の承認を得た上で、学位請求書、論文の内容の要旨、履歴書及び別に定める論文審査料を添え、学位論文を学長に提出しなければならない。

(学位論文・特定課題研究報告書)

第6条 学士の論文は正編1部、修士の論文又は特定課題研究報告書は正編1部及び写2部、博士の論文は正編1部及び写4部とし、自著であることを要する。ただし、参考論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、審査委員会は、論文又は特定課題研究報告書の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

(学位論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認)

第7条 修士及び博士の論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認は、大学院学則第23条に定める審査委員会がこれを行う。

- 2 最終試験は、論文又は特定課題研究報告書を中心として、これに関連のある科目及び外国語1種類について行う。
- 3 試験は、口頭又は筆答あるいはこの両者の方法によって行うことができる。
- 4 第4条第5項に基づく学力の確認は、試問の方法により行うものとし、試問は、口頭及び筆答により、専攻学術に関し、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行い、外国語については1種類を課するものとする。
- 5 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位を請求する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、当該研究科委員会の承認を経て、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。
- 6 環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻にあつては、本学及びエディスコワン大学の教員をそれぞれ1名以上含むように審査委員会を構成するものとする。

(専攻内判定)

第7条の2 博士後期課程において、当該研究科の専攻主任は、審査委員会の審査結果に基づき、当該専攻の博士論文指導教員会議に諮って学位を授与するか否かを判定する。

- 2 当該指導教員会議の成立は、構成員の4分の3以上の出席を要し、判定は、無記名投票によって行い出席者の3分の2以上の賛成をもって可とする。ただし、会議に出席することのできない構成員は、委任状又は文書をもって出席者とみなし、判定に加わることができる。

(審査期間)

第8条 修士の論文又は特定課題研究報告書は在学期間中に提出させ、その審査及び最終試験は在学期間中に終了するものとする。

- 2 博士の論文の審査、最終試験及び学力の確認は、論文を受理したのち、1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(研究科委員会への報告)

第9条 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認を終了したときは、その結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科委員会に文書で報告しなければならない。

- 2 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、最終試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は前項の規定にかかわらず、最終試験及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の議決)

第10条 当該研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の議決には、大学院研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を要する。ただし、出張又は休職中のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。
- 3 学位を授与し得るものとする議決には、出席委員の3分の2以上の賛成を要する。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の議決に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位の名称の使用)

第12条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、授与大学名を付記するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、当該論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(学位論文の公表)

第14条 本学において、博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該論文の全文を、「東京都市大学審査学位論文」と明記して公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行う。

(学位授与の取り消し)

第15条 学位を授与された者が次の各号の一に該当する場合は、学長は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

- 2 学位を授与された者から学位を返上する申し出があった場合は、学長は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。なお、学位の授与を取り消したときは、学長は、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。
- 3 当該学部教授会又は当該研究科委員会において、前2項の議決を行うには、教授会運営規程及び研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成を要する。第10条第2項のただし書きの規定は、この場合に準用する。

(学位記の再交付)

第16条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載した申請書に所定の手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(登録)

第17条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告し、学位簿に登録の手続をとらなければならない。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別表のとおりとする。ただし、環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻にあつては、学位記の様式をエディスコワン大学と締結する協定書等において、定めるものとする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、各学部教授会、各研究科委員会及び大学協議会の議を経て、学長が行う。

[別表：省略]

付 則 (令和4年7月18日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする。
(一部変更 (第2条))。

付 則 (令和4年12月12日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする。
(一部変更 (第4条, 第5条, 第5条2項))。

付 則 (令和5年6月19日)

この規程は、令和5年5月1日から施行する。(一部変更 (第15条, 第15条2項, 第15条3項))。

付 則 (令和6年2月19日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする。
(一部変更 (第18条))。

2. 東京都市大学 認定留学に関する規程

制 定 平成24年9月13日

東京都市大学 認定留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学における認定留学制度に関して、必要な事項を定めるものとする。

(認定留学の定義)

第2条 この規程において「認定留学」とは、海外にある外国の大学において教育を受けることを教育上有益と認め、留学期間を在学期間に算入することができる制度をいう。

2 前項の「外国の大学」とは、学位授与権を有する外国の大学及び大学院、又は、本学の教授会若しくは研究科委員会（以下、「教授会等」という。）が認めた教育機関をいう。

(出願資格)

第3条 本学学部生及び大学院生とする。ただし、学部生は、本学に1年以上在学していなければならない。

(出願手続)

第4条 認定留学を希望する学生は、原則として出国の3ヶ月前までに、次の書類を所属する学部長又は研究科長（以下、「学部長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 認定留学願
- (2) 留学計画書
- (3) 推薦書（クラス担任、指導教員又は教務委員）
- (4) 同意書（保護者又は保証人）
- (5) 留学先大学の受入承諾書又はそれに相当する書類
- (6) 留学先大学の履修要覧、シラバス
- (7) 語学能力を証明する書類
- (8) その他学部長等が必要と認める書類

(認定留学の許可)

第5条 認定留学の許可は教授会等の議を経て、学長が行う。

(認定留学の期間等)

第6条 認定留学の期間は、半年間又は1年間とする。

2 認定留学の期間は、在学期間に算入することができる。

3 認定留学の始期は、原則として4月又は、9月とする。

(終了手続)

第7条 認定留学を終了し帰国した学生は、帰国の日から1ヶ月以内に、次の書類を所属する学部長等に提出しなければならない。

- (1) 留学終了届（パスポートの写しを添付）
- (2) 単位認定願
- (3) 留学先大学が発行した履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 留学先大学が発行した履修科目の時間数又は単位数を証明する書類
- (5) その他学部長等が必要と認める書類

(単位認定)

第8条 認定留学期間に修得した単位の認定は、学則第43条又は、大学院学則第16条第3項の規定に準ずるものとする。

(科目履修上の特別措置)

第9条 認定留学を許可された学生が通年授業科目を履修する場合、出国年度前期に履修していた科目を次年度後期に継続履修できるものとする。

2 前項に定める特別措置を希望する学生は、出国前に「継続履修願」を所属する学部長等に提出しておかなければならない。

3 所属する学科、専攻の研究指導を要する科目等については、科目担当教員の承諾を得て、学部長等の許可を受けた場合、認定留学中も当該科目の学修を行うことにより、履修したものとみなすことができる。

(認定留学中の授業料等)

第10条 認定留学期間における本学の授業料等は、全額納入しなければならない。

(認定留学許可の取消し)

第11条 次の各号の一に該当する場合、教授会等の議を経て、学長が認定留学を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 学生査証が得られなかった場合
- (3) 学生としての本分に反した場合
- (4) 修学の成果があがらないと認められる場合

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、国際委員会、教務委員会、各教授会、共通教育部会議及び各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

付 則 (平成24年9月13日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3. 東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

制 定 平成27年1月19日

最新改正 令和6年3月26日

東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学学則及び東京都市大学大学院学則に規定する懲戒に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用等)

第2条 この規程は、本大学及び本大学院に在籍する学生に適用する。

2 学生には、研究生及び科目等履修生等を含む。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 譴責 学生の行った非違行為を戒め、事後の反省を求めるため反省文を徴するとともに、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により説諭すること。
- (2) 停学 無期又は一定の期間、出校を認めず、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止すること。
- (3) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。

(教育的措置)

第4条 学長は、前条に定める懲戒のほか、懲戒に至らないと判断した行為に対し、当該行為の反省を促すための教育的措置を行うことができる。

- 2 教育的措置は、学長の委任を受けた者が嚴重注意を口頭により行うことをいう。
- 3 学長は、前項の措置に加えて、反省文の提出、奉仕活動等を命ずることができる。

(試験等において不正行為を行った者への懲戒)

第5条 大学内で実施される試験等における不正行為は、懲戒の対象となる。

- 2 懲戒の対象となる具体的な行為や処分内容は別に定め、あらかじめ学生に周知するものとする。

(大学内外において非違行為等を行った者への懲戒)

第6条 大学内外における非違行為等は、懲戒の対象となる。

- 2 懲戒の対象となる具体的な行為は別表1のとおりとし、当該事案の内容に応じ、次の各号を総合的に勘案して懲戒処分を量定する。
 - (1) 原因行為の悪質性
 - (2) 結果の重大性
 - (3) 本学における過去の非違行為の有無
 - (4) その他、日頃の学修態度や非違行為後の対応等

(学業不振等で成業の見込みのない者への懲戒)

第7条 学業不振で成業の見込みのない者は、懲戒の対象となる。

- 2 懲戒の対象となる具体的な状況は別表2のとおりとし、処分内容は当該事案の内容に応じて決定する。

(報告の手続)

第8条 本学教職員が第4条、第5条、第6条及び第7条に該当する行為を発見した場合は、当該事案に係る担当事務部門（以下「担当事務部門」という。）に報告しなければならない。

- 2 担当事務部門は、速やかに学長、当該学生の所属する学部、研究科の長及び学科等主任、関係部署又は関係者に報告するものとする。

(懲戒行為の確認)

第9条 学長は、学生の懲戒等の対象となりうる事案について、調査委員会を設置し、当該学生及び当該事案に係る関係者立ち会いの下で、状況又は事実関係の確認を行うものとする。なお、担当事務部門は、調査委員会設置の可否に関わらず、先行して当該学生及び当該事案に係る関係者立ち会いの下で、状況又は事実関係の確認を行うことができる。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 当該学生の所属するキャンパスの副学生部長
- (2) 当該学生の所属する学部、研究科の教務委員長
- (3) 担当事務部門職員
- (4) その他学長が必要と認める者

- 3 調査委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

- 4 調査委員会は、確認した内容の調書を作成し、学長に報告するものとする。

(懲戒処分の検討)

第10条 学長は、懲戒処分を決定するに当たって、懲戒委員会を設置し、懲戒処分案を検討させるものとする。

- 2 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 学生部長
- (3) 教務委員長
- (4) その他学長が必要と認める者

- 3 懲戒委員会に委員長を置き、前項第1号の委員があたる。

- 4 委員長は、懲戒委員会を招集し、その議長となる。

- 5 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

- 6 懲戒委員会は、第3条に定める懲戒に付随して、相応の処分案を作成し、学長、当該学生の所属する学部、研究科の長及び学科等主任に報告するものとする。

(懲戒処分の決定)

第11条 懲戒処分の決定は、懲戒委員会がまとめた懲戒処分案について、当該学生の所属する学部教授会又は研究科委員会で審議した上で、大学協議会の議を経て、学長が行う。

- 2 奨学金等の受給あるいは受給資格を有している学生が懲戒処分を受けた場合、その権利・資格を取り消される場合があるものとする。

(懲戒処分の言い渡し)

第12条 学長は、懲戒処分の決定後、当該学生に対して速やかに懲戒処分の言い渡しを行うものとする。

- 2 懲戒処分の言い渡しは、学長の委任により、学長名での処分内容を学部、研究科の長等が行う場合がある。

- 3 担当事務部門は、懲戒処分の内容を当該学生の保証人に対して通知しなければならない。

(懲戒処分の学内公示)

第13条 担当事務部門は、懲戒処分の言い渡し後、速やかに学内の所定の場所に懲戒処分内容を公示しなければならない。

- 2 前項の公示期間は、1週間以上とする。

(停学の解除)

第14条 懲戒処分を行うに当たって懲戒委員会は、停学処分期間中の学生において停学を解除する相当の理由が生じたと認められたときは、学長に意見を上申することができるものとする。

- 2 学長は、前項の上申に基づき、第10条、第11条及び第12条を準用して、停学を解除することができる。

(自宅待機)

第15条 学長は、更なる非違行為を未然に防ぐため、学生の懲戒等の対象となりうる事案を行った学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。

2 学長は、自宅待機を命じた学生に、出校を認めず、学生の教育課程の履修および課外活動を禁止することができる。

3 自宅待機の期間は、停学期間を含めるものとする。

(不服申立て)

第16条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分を言い渡した日の翌日から10日以内に、文書により、学長に対し、不服申立てをすることができる。

2 学長は、不服申立てを受理したときは、不服申立てを却下する場合を除き、懲戒委員会の議を経て、速やかに再調査の要否を決定しなければならない。

3 学長が不服申立てを却下する場合、又は、再調査の必要がないと決定した場合は、速やかに当該学生に通知するものとする。

4 第2項において、学長が再調査の必要があると決定した場合は、第9条から第13条までを準用する。

5 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、大学協議会の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

付 則 (令和6年3月26日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

別表1 大学内外における非違行為等とする具体的事例（第6条）

区分	懲戒の対象となる具体的な行為の例	懲戒処分				教育的措置
		譴責	停学		退学	
			6ヶ月未満	6ヶ月以上		
(1) 犯罪行為	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為				○	
	傷害行為			○	○	
	薬物犯罪行為			○	○	
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	○	○	○	○	
	わいせつ行為（公然わいせつ、痴漢、覗き見、盗撮行為、わいせつ物頒布、その他の迷惑行為を含む）	○	○	○	○	
	ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条、第3条規定の行為）	○	○	○	○	
	コンピュータまたはネットワーク等の悪質な不正使用 （成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）				○	○
	コンピュータまたはネットワークの不正または不適切な使用 （著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）	○	○	○		○
	本学の知的財産を故意に喪失させる行為 （知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏洩する行為等）			○	○	○
	その他刑法等刑罰法規に抵触する行為	○	○	○	○	○
(2) 交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う悪質な原因行為による交通事故				○	
	人身事故を伴う悪質な原因行為による交通事故				○	○
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、過失が原因行為による交通事故			○	○	
	人身事故を起こした場合で、過失が原因行為による交通事故	○	○			
(3) 学則またはそれに準じて定められた規程・規則等に対する違反行為	学則・各種規程に反する行為	○	○	○	○	○
	大学が掲示した通達等に反する行為	○	○	○	○	○
(4) 大学の秩序を乱し、教育・研究活動に対する妨害行為	本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力行為	○	○	○	○	
	本学が管理する建造物への不法侵入またはその不正使用もしくは占拠	○	○	○	○	
	本学が管理する建造物または器物の破壊、汚損、不法改築等	○	○	○	○	○
	正当な手続きを行わずに大学の教育・研究施設を不正に利用する行為	○	○	○	○	○
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	○	○	
(5) 人権を著しく侵害する行為	キャンパス・ハラスメントに該当する行為	○	○	○	○	
	個人情報の漏えいおよび漏えいにつながる行為	○	○	○	○	○
	第三者の誹謗中傷、プライバシーを侵害する行為	○	○	○	○	○
(6) 学生の本分を逸脱し、本学の名誉を傷つける行為	本学の社会的信用を失墜させる行為	○	○	○	○	
(7) その他の非違行為	飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり死に至らしめた行為			○	○	
	飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為		○	○	○	
	未成年者と知りながら飲酒または喫煙を強要または助長した行為	○	○	○		
	反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	○	○	○	○	
	その他、公序良俗に反する行為	○	○	○	○	○

別表2 学業不振等で成業の見込みがないとする具体的事例（第7条）

懲戒の対象となる具体的な行為の例		懲戒処分				教育的措置
		譴責	停学		退学	
			6ヶ月未満	6ヶ月以上		
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者					○	
(2) 学業不振で成業の見込みがないと認められる者				○	○	
(3) 正当の理由がなくて出席常でない者				○	○	
(4) 本学が実施する試験等において不正行為を行った者	代人に受験させた場合		○	○	○	
	他人のために答案、メモ等を書いたり、他人に答案、メモ等を書いてもらったりしている場合		○	○	○	
	問題配布後で試験開始の合図がある前、および試験終了後に鉛筆などの筆記用具を手に持っている場合		○	○	○	
	持ち込みを許可されていない教科書、参考書、ノート、メモ等を見たと認められる場合		○	○	○	
	他人の答案を見たと認められる場合		○	○	○	
	他人に自己の答案を見せたと認められる場合		○	○	○	
	言語、動作をもって互いに連絡している場合		○	○	○	
	教科書、参考書、ノート等を参照してよい場合に、これらを互いに貸借している場合		○	○	○	
	その他、試験監督者および出題者が不正と判断する行為(例えばメモ、ノートを机の上に置いている場合や所持している場合等)を行った場合		○	○	○	
	携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を机の上に置いたり、身に着けていたりした場合		○	○	○	
	論文・レポートの作成等における剽窃、無断引用等の学問的倫理に反する悪質な行為	○	○	○	○	
	その他不正行為と認められる行為(不正行為を行おうとした者を含む。)	○	○	○	○	○

4. 東京都市大学 授業料等納入規程

制 定 平成 5 年 1 月 1 8 日

最新改正 令和 5 年 1 0 月 2 7 日

東京都市大学 授業料等納入規程

(趣旨)

第1条 東京都市大学学則第 46 条及び東京都市大学大学院学則第 43 条に基づく授業料等の納入に関しては、この規程の定めるところによる。

(授業料の納入額)

第2条 授業料の納入額は、学則の定めによるものとする。

2 編入学、転入学、再入学、転学部又は転学科による入学者の授業料の納入額は、入学、転学部又は転学科を許可された年次の在學生に適用される学則の定めによるものとする。

(納入期限及び分納)

第3条 授業料は、原則としてその年度分の全額を 4 月 3 0 日までに納入するものとする。

2 授業料は、前学期分及び後学期分の 2 回に分納することができる。

3 分納する場合の納入期限は、前学期分を 4 月 3 0 日までとし、後学期分を 1 0 月 2 0 日までとする。

4 納入期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は土曜日に当たるときは、その前日までとする。

(新たに入学等を許可された者の納入)

第4条 新たに入学等を許可された者の授業料の納入は、前条の規定にかかわらず、入学手続き等の定めによるものとする。

(納入期限の延長)

第5条 経済的な事由あるいは災害の発生、その他やむを得ない事情により、授業料を納入期限までに納入できない者は、願い出により、納入期限の延長を許可する場合がある。

2 納入期限の延長が認められる期限は、前学期分を 7 月 3 1 日までとし、後学期分を 1 月 3 1 日までとする。

(督促)

第6条 この規程に定める納入期限までに授業料が納入されなかった場合は、督促を行う。

2 督促は、前学期は 5 月及び 7 月、後学期は 1 1 月及び 1 月に行う。

3 督促は、保証人への督促通知状によって行う。

(休学者の授業料および休学期間中の在籍料)

第7条 東京都市大学学則第 32 条又は東京都市大学大学院学則第 36 条の定めにより休学の許可を得た者（休学者）については、休学期間中の授業料を免除し、その期間の在籍料として学期毎に 6 万円を納入するものとする。

2 前項にかかわらず、入学した年度の初学期（4 月入学は前学期、9 月入学は後学期）に休学する場合、当該学期の授業料は減免しない。ただし、東京都市大学学則第 32 条第 3 項又は東京都市大学大学院学則第 36 条第 3 項により休学を許可された者を除く。

(停学者の授業料)

第8条 停学者の停学期間中の授業料は、減免しないものとする。

(再入学の場合の制限)

第9条 削除

(未納者の処置)

第10条 授業料を納入期限までに納入しない者（以下、「未納者」という。）に対しては、次の各号に定める処置を行うものとする。

(1) 成績の無効処理

授業料を納入しない学期の成績は無効とする。

(2) 除籍

東京都市大学学則第 34 条又は東京都市大学大学院学則第 38 条に基づき、未納者の除籍の判定は、前学期分の未納者は 8 月 31 日、後学期分の未納者は 2 月 28 日をもって行うものとする。

(未納者の在籍期間)

第 11 条 未納者が除籍となった場合は、授業料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

2 休学していた者が復学後の初学期の授業料を納入期限までに納入しない場合は、第 7 条に定める在籍料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

(所管部署)

第 12 条 この規程の所管部署は、財務部財務課とする。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長の具申により理事長が行う。

付 則 (令和 6 年 3 月 26 日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

5. 東京都市大学 情報システム利用規則

制 定 平成26年1月20日

東京都市大学 情報システム利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都市大学情報基盤センター規程第11条に基づき、東京都市大学情報システム（以下「情報システム」という。）の利用に関する事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 情報システムを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 東京都市大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員
- (2) 本学以外の学校法人五島育英会の教職員
- (3) その他情報基盤センター所長（以下「所長」という。）が許可した者

(申請)

第3条 利用者は、情報システムの各種サービスを受ける場合、情報基盤センターに申請し、承認を得ることとする。ただし、本学の学生及び教職員は、所定の手続きなしにサービスの一部を教育・研究及び大学運営の枠内で利用できるものとする。

2 利用可能なサービスは別に定める。

(利用の許可等)

第4条 前項の利用者の利用期間は、在学、在籍期間を原則とする。ただし、所長が大学の運用に必要と認めたときは、その期間を延長できる。

2 利用者は、アカウントなどの利用許可を得た情報を第三者に利用させてはならない。

(変更の届出)

第5条 利用者は、申請事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

(利用規範)

第6条 利用者は、東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシーの理念を理解し、遵守に努めることとする。

(禁止事項)

第7条 本学における教育・研究及び大学運営以外の利用を禁ずる。

- 2 文書・画像・ソフトウェア・その他の著作物に対する知的財産権や肖像権等の第三者の権利を犯すことを禁ずる。
- 3 公序良俗に反する文書・画像・ソフトウェア・その他の情報を公開あるいは仲介することを禁ずる。
- 4 個人情報保護法、不正アクセス禁止法、及びその他の法律に違反又はそのおそれのある行為に加担することを禁ずる。
- 5 情報システムに危害を加える行為を禁ずる。
- 6 情報システムが接続する外部ネットワークの利用規定に違反する行為を禁ずる。
- 7 その他、本学が不適切と判断した情報を発信又は仲介することを禁ずる。

(違反行為の処置)

第8条 前条の項目に違反する利用については、情報基盤センター運営会議（以下「会議」という。）、リスク管理委員会、学生部委員会、又は当該設備等の管理者が調査し、差し止めることがある。

- 2 学生の本分を外れていると認められる行為に関しては、学則に照らして停学・退学等の処分を行うことがある。
- 3 不適切な利用に起因する損害等の責任は、当該利用者に帰するものとする。

(対外的な対処)

第9条 会議、前条に規定する各委員会、又は当該設備等の管理者は、外部からの苦情等に対して調査をした上で、上長の指示に基づき適正な対処を取ることとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、情報システムに関して必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、会議の議を経て所長が行う。

付 則（平成26年1月20日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の制定により、東京都市大学情報基盤センター利用規則及び東京都市大学情報ネットワーク利用規則を廃止する。

6. 学校法人五島育英会情報セキュリティポリシー

令和6年9月5日
制定

学校法人五島育英会情報セキュリティポリシー

(趣旨)

第1条 学校法人五島育英会（以下「本法人」という。）において、「健全な精神と豊かな教養を培い、未来を見つめた人材を育成する」という教育理念のもと、情報基盤の整備に加え、取り扱う情報資産に対するセキュリティを確保することが不可欠である。このため、本法人の情報資産やそこにあるリスクを明確にし、情報資産に関わる全員が情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組むための情報セキュリティ対策として、学校法人五島育英会情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という。）を制定する。

(定義)

第2条 本法人の情報セキュリティ対策で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 情報

教育・研究・管理運営に関わる者が作成又は収集、取得した内容が記録された電磁的媒体、紙媒体及びそれに準ずる媒体をいう。ただし、取得から廃棄まで情報システムを一切介さないものは対象外とする。

(2) 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成され、情報の作成、利用、管理等を行うための仕組みをいう。

(3) 情報資産

- ① 情報システム（記録されている全ての情報を含む）
- ② 情報システムから紙媒体等に出力された情報（複写した情報を含む）
- ③ 情報システムの設計・運用に関する情報

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 情報セキュリティインシデント

不正アクセス、情報漏洩、データの改ざん、ウイルス感染等により、情報セキュリティに脅威が発生している又は発生する恐れがある事象をいう。

(構成)

第3条 本法人の情報セキュリティ対策は、次のとおり構成する。

(1) 情報セキュリティ対策基本方針（以下「対策基本方針」という。）

本法人の情報セキュリティ対策に関する基本的な考え方を定める。

(2) 情報セキュリティ対策基本規程（以下「対策基本規程」という。）

本法人の情報及び情報システムの情報セキュリティ対策についての基本的な事項を定める。

(3) 情報セキュリティ対策基準・情報セキュリティ実施手順

対策基本規程のもと、情報セキュリティ対策を行うための施策を情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）として定め、対策基準に基づいて具体的な手順や注意事項等を情報セキュリティ実施手順として定める。

(4) 関連規程等

必要に応じて情報セキュリティ対策に必要な規程等を制定することができる。

第1章 情報セキュリティ対策基本方針

(方針)

第4条 対策基本方針は、第1条に定める趣旨に従い、次の事項について対策を講じる。

- (1) 情報セキュリティ侵害を防止・抑止すること。
- (2) 本法人内外の情報セキュリティを損ねる行為を防止・抑止すること。
- (3) 重要度に応じた情報資産の管理・運用を行うこと。
- (4) 情報セキュリティ侵害の早期検出と迅速な対応を実現すること。
- (5) 情報セキュリティの評価及び必要に応じて改善すること。

(義務)

第5条 本法人の情報資産を利用する全ての者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては本ポリシー及びその他の関連規程等を遵守しなければならない。

第2章 情報セキュリティ対策基本規程

(目的)

第6条 対策基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を講じるにあたり、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一するため、必要となる基本的事項を定める。

(適用範囲)

第7条 情報セキュリティ対策は、情報資産を守ることを目的としている。本ポリシーの適用範囲は、次に掲げるものとする。ただし、業務等に関連する情報資産の開示に関する取り扱いや機密情報の適正管理は、別途定める。

(1) 適用対象資産

- ① 本法人が所有又は管理する情報システム及び本法人との契約や他の協定に基づき提供される情報システム（本法人の情報ネットワークに接続される機器を含む）とする。
- ② 情報システムに記録された全ての情報及び情報システムから紙媒体等に出力された情報（情報システムの設計・運用に関する情報を含む）とする。

(2) 適用対象者

本法人の役員、教員（非常勤教員を含む）、学生等（大学院生、学部生、研究生、科目等履修生、生徒等）、職員（臨時職員、派遣職員等を含む）、業務委託事業者、来学者等情報資産を利用する全ての者が対象となる。

(管理体制)

第8条 情報セキュリティを確保するための管理体制を次のとおり定める。

(1) 情報セキュリティ統括管理責任者

本法人に情報セキュリティ統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、理事長がこれに当たる。本法人の情報セキュリティに関する統括的な意思決定をし、内外に対して全責任を負う。

(2) 情報セキュリティ統括実施責任者

本法人に情報セキュリティ統括実施責任者（以下「統括実施責任者」という。）を置き、統括管理責任者が指名する局長がこれに当たる。本法人における情報セキュリティ対策の実施に関して統括し、管理責任者と連携して統括管理責任者を補佐する。

(3) 情報セキュリティ管理責任者

本法人が設置する各学校（以下「各校」という。）に情報セキュリティ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、各校長がこれに当たる。各校における情報セキュリティ対策の管理及び運営を統括し、その責任を負う。また、統括実施責任者と連携して統括管理責任者を補佐する。

(事案発生時の報告)

第9条 管理責任者は、情報セキュリティインシデントが発生した場合、統括管理責任者及び統括実施責任者に報告しなければならない。

(対策改善)

第10条 対策の改善が必要と認められる場合は、以下の必要な措置を講じる。

- (1) 統括管理責任者は、統括実施責任者に対して、管理責任者へ対策の改善をするよう指示する。
- (2) 統括実施責任者は、管理責任者に対して、情報セキュリティ対策の改善等、必要な措置を講じるよう指示する。

(法令等遵守)

第11条 情報及び情報システムの取り扱いに関しては、法令及び規則等（以下「関連法令等」という。）においても規定されているため、情報セキュリティ対策を実施する際には、本ポリシー及びその他の関連法令等（個人情報保護法、不正アクセス禁止法等）を遵守しなければならない。

(評価)

第12条 対策基本方針に基づき、適切な対策が実施されているか定期的に評価を行い、問題がある場合には速やかに改善しなければならない。

(所管部署)

第13条 本ポリシーの所管部署は、施設部情報インフラ課とする。

(規程の改廃)

第14条 本ポリシーの改廃は、常務会で決定する。

付 則（令和6年9月5日）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

建築都市デザイン学部

人材の養成及び教育研究上の目的

カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

履 修 要 綱

東京都市大学オーストラリアプログラム（TAP・ATAP）

建築都市デザイン学部：人材の養成及び教育研究上の目的

人材の養成及び 教育研究上の目的

建築、社会基盤施設から都市デザインまでをフィールドとして、建築都市の諸問題を解決して、持続的な建築・都市の創造・再生を実現するための学問追求という教育理念に基づき、現実に即したアイディアと理論的裏付けのあるデザインにより、建築や都市に対する社会の要請に対応できる高い能力をそなえた人材の養成を目的とする。

建築都市デザイン学部で学ぶ

建築都市デザイン学部長 小見 康夫

建築都市デザイン学部の理念

本学は理念として「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を掲げ、「地球を多角的、総合的に見ながら、持続的な発展へと導くこと」をその役割・使命とし、そのための人材育成と学術研究の推進を目的としている。その中で、建築都市デザイン学部は「住環境から建築・都市環境さらには地球環境までをデザインし、建築都市の諸問題を解決するための学問追求という教育理念に基づき、現実に即したアイディアと理論的裏付けのあるデザインにより、建築や都市の将来を担える高い能力を備えた建築家、技術者を養成する」という「教育・研究の目標」を掲げている。

建築都市デザイン学部の意義

本学全体に共通する教育研究分野として「都市学」がある。この「都市学」は工学的分野だけではなく、多種多様な分野からなっており、これを修得するためには多くの事柄を効果的に学ぶ必要がある。

そもそも都市とは何だろうか。その定義は国や時代によって様々に異なるが、今日では、人口が密集し、人々の営みのための大きな消費市場の存在する地理空間という意味において概ね共通している。20世紀半ば以降、わが国は第二次世界大戦による焦土からの奇跡的な復興とその後の高度成長により欧米に肩を並べる程にまで発展し、世界の先進国の仲間入りを果たしたが、これは地方から多くの人々が大都市部に流入し、ベビーブームとともに生産人口を拡大させた結果であった。しかし1990年代にバブル経済が弾けると、その後30年にも及ぶ停滞期に陥った。その間、少子高齢化が進行し、いくつもの巨大地震災害に見舞われ、地球温暖化による気候変動の影響はじわじわと顕在化している。国や地方の財政がひっ迫する中、高度成長期以来蓄積されてきた膨大なインフラやビルは老朽化しつつあり、多くの都市ではその持続可能性が危ぶまれている。これからの日本には様々な課題が待ち受けているが、それらの多くは人口の密集する都市に由来する。「都市学」が重要なのはこのような理由による。

都市は多くの人々の営みによって成り立っているが故に、そこで生じる問題は複雑かつ多種多様で、互いに相反する「意地悪な問題」であることも少なくない。このような問題を解決するには、従来の縦割りの専門分野だけでは歯が立たず、様々な専門家が参加・協力して事に当たることが重要になる。「都市学」とはこのような知の総合によって解決してくための教育研究分野であり、本学の建築都市デザイン学部はそのために存在するといっても過言ではない。

建築都市デザイン学部の課題

建築都市デザイン学部では人口減や地域の経済力低下による都市のシュリンクや限界集落の問題、地震・台風・火山等の災害への備えと被災からの復興問題、エネルギー対策や健康・安全対策等の住環境問題、それら諸問題を背景とした生活空間・建築・都市のありようや豊かさ・美しさの追求など、人間社会に連関した学問を扱う。これまでは各分野の専門家の寄せ集めによってそれらの諸問題に対処してきたが、近年、問題はいよいよ深刻化しており、建築・都市を総合的に扱う学部の必要性は高まっている。このため、住環境、建築・都市環境ひいては地球環境までをデザインする視点を持ちつつ、建築・都市の諸問題の学問追求を行える人材を育てるための学部として、建築都市デザイン学部は従来の工学部から独立する形で設立された。

以上のように、建築都市デザイン学部は、「建築から都市」を研究する学問分野であり、建築学科と都市工学科に分かれてはいるものの、建築環境から都市環境までの連続した学問、建築デザインから都市インフラデザインまでの連続した学問分野を扱うことのできる学部である。建築都市デザイン学部の共通課題を整理すると以下になる。

- 都市デザイン（都市計画、景観デザイン、都市インフラストラクチャーデザインなど）
- 構造デザイン（構造設計、材料設計）
- 都市環境デザイン（建築環境、都市環境）
- 生産デザイン（建築・都市的構築物の生産デザイン）
- 法律への対応（都市計画法、建築基準法、都市再開発法など）
- 自然災害への対応 などである。

建築都市デザイン学部卒業生の進路

建築都市デザイン学部を構成する建築学科と都市工学科は、本学の前身校である武蔵高等工科学校の昭和4年創立時の3学科の内の2学科である建築工学科と土木工学科をルーツとしている。すなわち、建学以来、運営されており、両学科とも約90年にわたり共に発展し建設関係を中心として、多くの人材を輩出してきた。就職先としては共通する分野が多く、本学両学科の卒業生は公務員や設計事務所、建設会社、コンサルタント会社など共通する組織に就職しており交流も盛んである。

学生へのアドバイス

■**大学は成長の場**：東京都市大学での4年間の学生生活は、単に知識を身につけるためだけの期間ではない。卒業後の長い人生を乗り切るためにも、常に前向きな気持ちを持ち続けて欲しいと思う。学生時代は人間として一番成長するときです。大学は学生が成長する場を与える。失敗を恐れずに積極的に物事に取り組む姿勢は若さの特権で、この姿勢こそが大きな成長をもたらす。最近はICT技術の発展によりバーチャルな体験で満足してしまい、積極的に実体験を積もうとする学生が少ないように感じられる。バーチャルによる体験も貴重ではあるが、実体験における感動は人生にとってかけがいのないものである。よい友を持ち、東京という地の利を生かして「本物」に接する経験を積むことは、若い時代には不可欠である。また、インターンシップやボランティア活動は社会を知る機会であり、その経験が成長につながる。

■**建築都市デザイン学部での勉学**：専門科目の多くで、数学、物理学あるいは化学などの基礎知識を必要とするのが理科系である建築都市デザイン学部の特徴である。そして、学年ごとの科目を段階的に学んで知識を積み重ねることが極めて重要である。そのために、演習科目や実習科目も数多く用意されている。したがって、日々の授業に出席し、その内容を一つずつ吸収し蓄積することが肝要である。建築学・都市工学の分野は人文系の教養も必須であり、専門分野だけではなく、幅広い学習を心掛けてほしい。

■**目標実現のために**：建築都市デザイン学部では、自分が目指す分野の技術者・研究者になるために、早い段階から目的意識を持ち、目標に向かって体系だてた知識を吸収することが重要である。そのためには自分自身で効率的な履修計画を立てることが必要である。その際、知識の吸収だけでは一人前の技術者・研究者にはなれない。吸収した多くの知識を活用して役立てる工夫、つまり知恵を磨くことが不可欠である。そのために、日頃から考え、工夫をする努力を惜しまない必要がある。勉学を柱にすることは当然ですが、課外活動、アルバイト、遊び、などを両立させていくことが実りある学生生活を送るために欠かせない。4年間という時間は瞬く間に過ぎる。この点に常に留意し、有意義な学生生活を送って欲しい。

建築都市デザイン学部：カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

建築都市デザイン学部

カリキュラムポリシー 教育課程の編成方針

建築都市デザイン学部では、基礎・基本に重点をおき、専門領域の基本となる考え方を学ぶ。その上で、現実に即したアイディアにより、理論的裏付けを持ったデザイン能力を有する人材を養成するため、次のように教育課程を編成する。

1. 幅広い教養と国際的コミュニケーション能力を修得し、それを支える心身を鍛錬するために、「教養科目」・「外国語科目」・「体育科目」を配置する。
2. 建築都市デザイン全般に共通する根底となる知識・能力（実行、思考、協働など）・倫理観及び深い専門的知識・能力を修得するために、「学部基盤科目」・「専門科目」を体系的に配置する。
3. 技術者として仕事を遂行する基礎力、実社会での課題を探究する能力及び実社会の複合的な問題を解決する能力を修得するために、「専門科目」のうち事例研究や卒業研究等を配置する。

建築学科

カリキュラムポリシー 教育課程の編成方針

建築学科では、人間－建築－都市の有機的な関係を理解し、安全・健康・快適な環境を構築し持続的に維持する建築家、建築技術者を養成するため、次のように教育課程を編成する。

1. 社会・健康・安全・法律・文化・環境などの教養や技術者倫理を修得し、現実の問題に対して、実践力と理論的な裏付けに基づく適切な行動をとることができ、自らのキャリアを確立するための教育課程を編成する。具体的には、幅広い教養と国際的コミュニケーション能力を修得し、それを支える心身を鍛錬するために、「教養科目」・「外国語科目」・「体育科目」を配置する。
2. 建築都市デザイン全般に共通する知識・能力（実行、思考、協働など）、及び、深い専門的知識・能力を修得するための教育課程を編成する。具体的には、「学部基盤科目」と「専門科目」を体系的に配置する。
3. 建築家・建築技術者として仕事を遂行する基礎力と実践力、実社会での課題を探究する問題発見・解決能力、及び、実社会の複合的な問題を解決する能力を修得するため教育課程を編成し、「専門科目」を配置する。
4. コミュニケーション能力を高め、建築の専門家として、自己の将来設計を高めるために教育課程を編成する。具体的には、「外国語科目」、事例研究・卒業研究・設計などを含む「専門科目」を配置する。
5. 卒業と同時に全員が一級建築士の受験資格を満たすようにバランス良く科目を配置する。

都市工学科

カリキュラムポリシー 教育課程の編成方針

都市工学科では、人間－自然環境－社会システムの健全かつ持続的な共生関係を理解し、安全で快適な都市環境の実現に向けて貢献できる技術者を養成するため、次のように教育課程を編成する。

1. 地球的視点に立ち、多面的に物事を考える能力とその素養を身につけるため、「教養科目」や「学部基盤科目」において自然科学系科目群を配置する。
2. 都市工学技術者としての社会的使命と、技術者が社会に負っている責任を理解するため、「学部基盤科目」において技術者倫理と「教養科目」を配置する。
3. 都市工学の深い理解のため、「学部基盤科目」において情報系科目群を配置する。
4. 都市の構築・維持管理、都市環境の改善・創造、及び災害に強い都市づくりに貢献できる能力を身につけるため、「専門科目」を配置する。
5. 社会の要請に応じた事業を計画・実行するために、相互理解し、説明責任を果たすための能力を身につけるため、「外国語科目」や「学部基盤科目」において情報系及び総合系科目群を配置する。
6. 課題に主体的に取り組み、解決する能力を身につけるため、「学部基盤科目」においてインターンシップや「専門科目」において都市工学実験演習等の体験学習型の科目を配置する。
7. 課題を自主的に探究し、専門知識や技術を総合して、解決する能力を身につけるため、「専門科目」において設計製図基礎、都市工学設計、事例研究、卒業研究等の科目を配置する。
8. 実務上の問題を理解し対応する基礎能力を身につけるため、「専門科目」においてキャリア開発、設計製図基礎、都市工学設計等及びマネジメント科目群を配置する。
9. 制約のある中で計画的に対処でき、吸収力・応用力のある心身堅固な技術者となるための素養を身につけるために、「専門科目」において事例研究、卒業研究、都市工学設計、都市工学実験演習等の科目や「体育科目」を配置する。

ディプロマポリシー 学位授与の方針

所定の年限在学し、以下の知識と能力とともに所定の単位数を修得した者に、学士（工学）の学位を与える。

1. 社会の発展に貢献する社会人としての、豊かな教養と人間性を修得している。
2. 建築都市デザイン学全般に必要な基礎学力と、学科の分野に対応する十分な専門知識を修得している。
3. 現実に即した発想のもとに、理論的裏付けを持った実践によって、社会の要請に対応できる能力を修得している。

ディプロマポリシー 学位授与の方針

所定の年限在学し、以下の能力を身につけるとともに所定の単位数を修得した者に、学士（工学）の学位を与える。

1. 建築学の基礎と専門の各分野に対応する十分な知識と能力を修得し、建築の文化芸術的側面と工学的側面を多角的、総合的に理解できる。
2. 数学、自然科学など工学全般に必要な基礎学力を持ち、様々な問題に応用できる。
3. 現実に即した発想のもとに、理論的裏付けを持った実践によって、問題発見・解決能力やコミュニケーション能力を持つ。
4. 建築の文化、技術の発展に寄与し、社会の発展に貢献する能力を有している。
5. 第三者に伝達したい内容を論理的に記述し、口頭で発表し、討論することのできるコミュニケーション能力および基礎的な国際的コミュニケーション能力を持つ。

備考

1. 建築学科のカリキュラムは、一級建築士受験資格のための科目を必修科目とするなど、学部修了者全員が、一級建築士の受験資格が得られるよう編成されている。
2. 建築学科の学習および教育目標とカリキュラム、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーは J A B E E の認定基準を参考に作成している。
3. 系統的な教育を促進するために、履修モデルを作成し、学修要覧に掲載することによって学生へ周知している。

ディプロマポリシー 学位授与の方針

所定の年限在学し、以下の能力を身につけるとともに所定の単位数を修得した者に、学士（工学）の学位を与える。

1. 地球的視点に立ち、社会の動向を理解し、技術者としての使命と責任を理解できる教養力を修得している。
2. 情報処理力を含む工学の基礎力と、シビルエンジニアリングに関する実務の知識と理解、デザイン能力を含む総合的な課題解決能力を修得している。
3. 社会の要請に応じた事業を計画・実行するために、相互理解し、説明責任を果たすためのプレゼンテーションとコミュニケーションの能力を修得している。

備考

1. 都市工学科のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーは J A B E E エンジニアリング系学士課程の土木および関連の工学分野の認定基準を参考に作成している。
2. 都市工学科では、J A B E E 学習・教育到達目標を定めており、具体的な到達目標および評価基準も明らかにしている。
3. これらのポリシー（学習目標など）は入学時のガイダンス、各学期開始時の履修相談で学生に周知されている。

建築都市デザイン学部：履修要綱

履修要綱は本学学則第5章および第8章に基づいて定められたものである。従って、学生は授業を受けるにあたっては、特にこれを熟読しなければならないものである。

1. 単位

1. 単位制度

本学の教育課程は単位制度に基づいて編成されており、学修の基本でもあるので、単位制度の本質を十分に理解する必要がある。単位は履修した科目の学力が一定レベルに達したときに与えられるもので、そのレベルに達するためには教室内で授業を受けるだけでは不十分であり、予習、復習、宿題などの自学自習を必要とする。

大学の授業は講義、演習、実験、実習および実技等の方法で行われ、各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて45時間として、学則第18条の基準に従って計算されるが、本学では講義および演習については、2時間の授業に対して4時間の自学自習を行わせることを基準にしている。

なお、本学建築都市デザイン学部を卒業するためには修業年限を充たし総計124単位以上を修得しなければならない。

2. 単位数

授業の方法によって授業時間に対する自学自習の必要時間が異なる。週1時限（2時間）の授業に対して与えられる単位数は次のとおりである。（学則第18条参照）

(1) 講義・演習

2時間の授業、4時間の自学自習、週1回半期15週では、

$$(2 + 4) \times 15 = 90 \text{ 時間} \quad 90 \div 45 = 2 \text{ 単位}$$

(2) 実験・実習・製図・実技

2時間の授業、1時間の自学自習、週1回半期15週では、

$$(2 + 1) \times 15 = 45 \text{ 時間} \quad 45 \div 45 = 1 \text{ 単位}$$

ただし、授業時間外の自習によって準備または整理を行う必要のある科目については、その程度に応じて単位数を増加してある。

また、学則第18条の2に基づき、各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。科目によってはクォーター開講（前学期・後学期をさらに分割した期間で開講）する場合があるが、詳細は授業時間表で確認すること。

3. 単位の授与

各授業科目を履修した者に対して、試験（中間試験を含む）の他、本学が定める適切な方法によりその成果を判定した上で単位を与える。この場合の履修とは単位制度に基づくものであって、所定の単位を修得するためには必要な時間数の授業を受けていなければならないことは勿論、定められた時間数の自学自習が行われていなければならない。

なお、履修したが合格点に達しないため単位を与えられなかった科目のうち、単位を修得しておかなければならない科目は、次年度以降に低学年の授業時間表に従って再履修しなければならない。

4. 標準履修法

学生は4年次においてはその1/2～2/3の時間を卒業研究に費やすので、3年次終了までに、各学科の卒業研究(1)着手条件を、余裕を持って満たしておくことが望ましい。そのための目安として、各学期に20～24単位程度修得できるよう履修計画を立てる必要がある。

2. 授業科目

1. 科目の区分

授業科目はその内容により、「教養科目」「体育科目」「外国語科目」「学部基盤科目」「専門科目」の各区分に分ける。それぞれに属する各授業科目については“教育課程表”に記載されているので同表を参照すること。

2. 科目の種類

授業科目は必修科目、選択必修科目、選択科目に分けられる。その定義は次のとおりである。

- (1) 必修科目……………必ず履修しなければならない科目（教育課程表中の○印）
- (2) 選択必修科目………学科で指定された科目の中から選択して履修しなければならない科目（教育課程表中の△印）
- (3) 選択科目……………自由に選択して履修できる科目（教育課程表中の無印）
- (4) その他、学科によっては、学科独自の選択必修科目を設けている場合がある。

なお、科目の選択は各自の履修上慎重な配慮を要するものなので、選択にあたっては必ず「3. 履修心得」の項を参照すること。

3. 履修心得（卒業要件と履修登録上の心得）

1. 卒業の要件

本学を卒業するためには修業年限を充たし、次の表に従ってそれぞれの区分の単位を修得する必要がある。

なお、この表は各自の履修の基準になるので学年始毎に参照すること。

区 分	卒業要件	
	建築学科	都市工学科
教養科目	10 単位	10 単位
体育科目	1 単位	1 単位
外国語科目	8 単位	8 単位
学部基盤科目	30 単位	30 単位
専門科目	66 単位	60 単位
小 計	115 単位	109 単位
自由選択 ※	9 単位	15 単位
合 計	124 単位	124 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して建築学科は9単位以上、都市工学科は15単位以上修得しなければならない。（以下、3. 自由選択を参照）

2. 科目区分【教養科目・体育科目・外国語科目・学部基盤科目・専門科目】

- (1) **教養科目** 「教養科目」区分における必要最小単位数は10単位である。この中には、「教養ゼミナール」を4単位、「教養特別講義」を6単位まで算入できる。なお、それぞれ左記の単位数を超えると、卒業要件に算入できない修得単位（卒業要件非加算の特別履修）となる。
- (2) **体育科目** 「体育科目」区分における必要最小単位数は1単位である。このうち、選択必修科目1単位は必ず履修しなければならない。つまり、選択必修科目1単位を修得することで、必要最小単位数を充たすことになる。
- (3) **外国語科目** 「外国語科目」区分における必要最小単位数は8単位である。このうち、「英語科目（スキル）」科目群の必修科目4単位は必ず履修しなければならない。つまり、必修科目以外の外国語科目の中から4単位を修得することで、必要最小単位数を充たすことになる。
- (4) **学部基盤科目** 「学部基盤科目」区分における必要最小単位数は30単位である。必修科目・選択必修科目は学科によって異なる。
- (5) **専門科目** 「専門科目」区分における必要最小単位数は、建築学科66単位、都市工学科60単位である。必修科目・選択必修科目は学科によって異なる。

3. 自由選択

前記5区分の必要最小単位数の小計は建築学科115単位、都市工学科109単位となるが、卒業要件(124単位)を満たすには、各区分の必要最小単位数を超えた分を合算して建築学科9単位、都市工学科15単位以上修得しなければならない。この9単位および15単位分を「自由選択」とする。

また、「卒業要件加算となる特別履修(他学科科目や他学部科目、他大学との単位互換科目など)」の履修も、「自由選択」として取り扱われる。

4. 数理・データサイエンスプログラム

数理・データサイエンス分野に関する授業科目で編成されるプログラムであり、データサイエンスリテラシーと数理的教養の涵養、多分野でのAI専門家の育成を目指している。本プログラムの必要最小単位数は4単位である。本プログラムの授業科目は、教育課程表のなかで「※DS」、「※MS」との表記で指定されており、※DSと※MSを合わせて4単位は必ず修得しなければならない。「※DS」の授業科目は、共通分野の教育課程表にある教養科目「データサイエンスリテラシー(1)」と「データサイエンスリテラシー(2)」であり、どちらかを単位修得することが必須である。なお、「データサイエンスリテラシー(1)」は学科別にクラス分けされているので、1年次に履修することを奨める。また、学部基盤科目の数学系必修科目などの単位を修得することで、「※MS」の単位を修得することができる。

5. ひらめき・ことづくり基礎プログラム

これからの社会で新しい価値を創造し、新時代の「ものづくり」を切り開く人材の育成をめざして生まれた、独自プログラム。本プログラムは、事前に所定の申請並びに選抜試験を受験し、受講が許可された学生が参加できる。また、授業科目は、以下のとおりである。各学科の教育課程表ページも確認すること。プログラムの修了には、以下の12科目12単位の修得が必要である。詳細は、本プログラムのガイダンスなどで紹介・説明する。

- ・ことづくり(1)～(5)：各1単位 各学科専門基礎科目または学部基盤科目・情報工学基盤科目(選択科目)
- ・ひらめきづくり(1)～(5)：各1単位 各学科専門科目または専門基礎科目(選択科目)
- ・Next PBL(1)(2)：各1単位 各学科専門科目または専門基礎科目(選択科目)

なお、デザイン・データ科学部では、卒業要件非加算科目であるので、注意すること。

6. 副専攻プログラム

学際的なテーマ、あるいは特定学問分野に関する授業科目で編成されるプログラムであり、複眼的な思考力と統合的な理解力の育成を目的としている。該当する授業科目を10単位以上修得することで履修した副専攻プログラムの修了が認定される(修了要件はプログラムにより異なるので、注意すること)。副専攻プログラムの履修によって修得した科目の大半は「他学部他学科科目」であるが、自由選択科目として卒業要件単位に含めることができる。なお、プログラムの修了を認定するには、所定の申請書を提出することが必要である。

以下に本年度開設されている副専攻プログラムの名称などを記す。

プログラム名称	履修可否	修了要件
社会変革のリーダー育成	可	14単位
エンジニアリング教養	否	10単位
データサイエンス	可	10単位
情報デザイン	可	10単位
情報マネジメント	可	10単位
環境基礎	可	10単位
情報工学基礎	否	10単位
都市・マーケティング	可	10単位
児童学基礎	可	10単位
日本語・日本文化	外国人留学生可	10単位

各プログラムを構成する科目群などの詳細は、ガイダンスなどで紹介・説明する。また、新たな副専攻プログラムが創設されたときは、学期当初のガイダンスなどで紹介する。

7. 履修方針の作成

- (1) 学期の始めに当たっては、「教授要目（シラバス）」を熟読するとともに入学した年度の教育課程表を充分理解した上で、各自1年間の履修方針を定めること。
- (2) その学期の授業時間表に基づいて、必修科目、選択必修科目、選択科目の順に、履修方針に基づいて選択し、履修登録をしなければならない。
- (3) 自学自習に多くの時間を要する単位制度のもとでは、授業時間表に組まれている選択科目の全てを履修することは難しいので、科目選択に当たっては、クラス担任・アカデミックアドバイザー等の助言を受けて、適正に選択することが必要である。
- (4) 所属学年に組まれている授業科目はその学年で修得するよう努力すべきである。次の年度で再履修しようとしても授業時間が重複して履修できない場合があるからである。

8. 履修登録の流れ

履修登録とは、その学期に履修する科目を登録することである。登録は必ず指示された日までにWEB上の登録システムで行わなければならない。この手続を経ない科目は、たとえ受講して試験に合格しても単位は与えられない。以下は、履修登録に関する各学期の流れである。

(1) 履修科目の選択期間

学期開始から履修登録までに約1週間の期間がある。

(2) 履修科目の登録

当該学期に受講する科目はWEB上にて履修登録を行う。なお、本人の不備による履修登録の誤りは、すべて自己の責任となるので、特に注意が必要である。

(3) 履修登録の確認

履修登録の約1週間後、履修科目が正しく登録できているかを確認する機会を設けている。万一、登録に間違い等があった場合は、ただちに教学課に相談すること。

(4) クォーター開講科目の履修登録

科目によってはクォーター開講（前学期・後学期をさらに分割した期間で開講）する必要があるが、履修登録の手続きについては「前学期」「後学期」として学期ごとに行う必要があるので注意すること。なお、後半クォーター開講科目については、当該クォーター期間開始後に履修変更期間を設けている。

9. 習熟度別クラス編成

授業科目によっては、習熟度に応じたクラス編成をする場合がある。それぞれ詳細は、当該科目教育課程表の頁や、別途公開される「授業時間表」の注意事項を参照すること。

(1) 数学科目

入学後オリエンテーション期間内で実施する基礎学力調査の結果により、リメディアルクラスでの履修を指定する場合がある。

(2) 英語科目

入学後オリエンテーション期間内で実施する基礎学力調査の結果により、習熟度別に編成したクラスを指定する場合がある。

10. 履修登録単位数の制限

(1) 登録単位数の制限

1学期あたりの履修登録可能な単位数は、**24単位を上限**とする。

通年の科目は、単位数に1/2を乗じた値を1学期分の単位数とする。

(2) 履修登録単位数の上限対象外とする科目

この制限には、再履修科目、他学部・他学科科目、他大学単位互換科目を含める。

一方で、以下の科目は制限に含めない。

科目種類	科 目 例
集中講義で行う科目	☐ 「応用体育(1), (2)」で、スキーなど集中授業で行う科目 ☐ 夏期・春期など、集中講義として行う科目（授業時間表に特定曜日時限が割り当てられていない科目）
ボランティア関係科目	☐ 「ボランティア(1), (2)」
インターンシップ関係科目	☐ 「インターンシップ(1), (2)」
海外体験関係科目	☐ 「海外体験実習(1), (2)」 ☐ 本学が実施する海外体験プログラムで、卒業要件に認定する措置を行った場合の科目
卒業要件非加算で履修する科目	☐ 他学部・他学科科目の履修のうち、各学科において「卒業要件に含めない」としている科目など、「卒業要件非加算の特別履修」として履修する科目 注意：卒業要件非加算の特別履修であるが、履修登録単位数の上限に含める科目 「教養ゼミナール(1), (2)」について、4単位を超えて履修した場合の科目、また「教養特別講義(1), (2), (3)」, 「特別講義(1), (2), (3)」についてそれぞれ6単位を超えて履修した場合の科目は、「卒業要件非加算の特別履修」となるが、履修登録単位数の上限には含めるので注意すること。

(3) 履修登録単位数の上限緩和措置

前学期までの **f - GPA 値が 4.0** 以上の成績優秀な学生は、学科の許可のもと 28 単位までの超過履修を可能とする。

11. 履修登録上の注意**(1) “再履修” として取り扱う履修**

- ・過去に不合格になった科目を再度履修する場合
- ・過去に履修したことがない科目でも、自己の学年よりも低学年に配当されている科目を履修する場合。
- ・過去に履修したことがない科目でも、留年歴がある学生が科目を履修する場合。

(2) 合格科目の再履修はできない

既に合格（単位修得）した科目を再度履修することはできない。すなわち、一度履修して合格した科目の成績評価は変更できない。

(3) 高学年配当科目の履修はできない

自己の学年よりも高学年に配当されている科目は履修できない。

(4) 履修条件のある科目に注意

科目履修条件が設定されている科目は、その条件に定められた科目をすべて合格していない場合は履修できない。

(5) 履修者指定のある科目に注意

科目によっては、所属学科・クラス・班などによる履修者指定をしている場合がある。また、授業開始前の希望者事前審査や、授業開始時の出席により、受講者指定や人数制限をする科目もある。

(6) 2 年次以降の履修登録の際には、さらに、次のことに注意すること

- ・履修する科目は、再履修を含めすべて登録すること。
- ・低学年の必修科目と所属学年に配当されている必修科目の授業時間が重複している場合は、低学年の科目を優先して履修すること。

(7) 他学部・他学部・他大学の科目の履修について

他学部や他学科、他大学などの科目を履修する場合には別途申請が必要となる。詳細は「15. 他学部・他学部・他大学の科目の履修」を参照のこと。

(8) 副専攻プログラムの履修について

通常の履修登録と併せて、履修希望科目を記した「副専攻プログラム計画書」の提出が必要である。ただし、履修計画書に記したプログラム対象科目と実際に修得したプログラム対象科目が合致していなくても要件が満たされていればプログラム修了を認定する。

4. 授業時間

各時限の授業時間は次のとおりである。

時限	1	2	3	4	5
時間	9:00～10:40	9:20～11:00	11:10～12:50	13:40～15:20	15:30～17:10 17:20～19:00

5. 休講措置

学校行事や担当教員の都合などにより授業を休講とする場合がある。その場合は事前に大学ホームページやポータルサイト等にて連絡する。なお、休講の掲示やその他特段に指示がなく、授業開始時間から30分以上経過しても授業が行われない場合は休講の扱いとする。

6. ストライキ等により交通機関が運行停止した場合および台風による気象警報発表時の授業措置**1. 交通機関がストライキ等により運行停止した場合****(1) 東急電鉄（大井町線）がストライキ等により運行を停止した場合**

次の段階によって授業措置が異なる。

1	午前6時までにスト等による運行停止が解除された場合	→	平常どおりの授業を行う
2	午前9時までにスト等による運行停止が解除された場合	→	午前は休講とし、午後は平常どおりの授業を行う
3	午前9時までにスト等による運行停止が解除されない場合	→	全日休講とする

(2) 東急電鉄（大井町線）がストライキ等により運行を停止しない場合

J R 東日本の電車その他が、ストライキ等により運行を停止しても、授業は平常どおり行う。

2. 台風による暴風警報が発表された場合

東京地方（23区西部、23区東部）および神奈川県東部に暴風警報が発表されている場合、次の段階によって授業措置が異なる。

1	午前6時までに暴風警報が解除された場合	→	平常どおりの授業を行う
2	午前6時から午前9時までの間に暴風警報が解除された場合	→	午前は休講とし、午後は平常どおりの授業を行う
3	午前9時以降に暴風警報が解除された場合	→	全日休講とする

なお、暴風警報が発表されていない場合でも、気象状況は時間の経過とともに変化することが想定される。状況に応じて休講の措置をとることもある。大学発表の情報を必ず確認すること。

また、授業開始以後に暴風警報が発表された場合は、学内放送等で授業措置の情報を発信する。

3. その他、緊急事態の状況によっては、前述にかかわらず別途の措置を講ずる場合がある。**4. 上記の措置を行う場合、直ちに大学ホームページおよびポータルサイトへ掲載するので、各自で確認すること。**

7. 科目試験

1. 試験の内容

定期試験は、全学一斉に期間を指定して行う試験で、前期末の「前期末試験」と、学年末の「学年末試験」がある。また、クォーター開講科目の場合は、クォーター終了時点で「前期前半末試験」「後期前半末試験」という定期試験を設定する。なお、担当教員により、これらの指定期間とは別に、授業期間中にこれらの試験に準ずる試験を行う場合がある。他、中間試験その他を行うことがある。また、レポート、論文等をもって試験に替える場合がある。

受験に際しては次の事項に留意すること。

- (1) 試験科目、試験の日時および場所は予め掲示する（その際に受験についての注意事項を併せて掲示する）。
- (2) 次の何れかに該当する者は試験を受けることはできない。たとえ受験しても無効とする。
 - a. 科目の履修登録をしていない者
 - b. 学生証を所持しない者
 - c. 試験開始後20分以上遅刻した者
- (3) 受験の際は学生証を必ず机の上に置かなければならない。
- (4) 答案用紙の学籍番号、氏名の欄は、必ず消せないボールペンで記入しなければならない。
- (5) 試験開始後30分以内の退場は許可しない。
- (6) 病気・負傷、大学に向かう途中の事故又はやむを得ない正当な事由により受験できなかった場合は、欠席届に診断書又は証明するものを添えて教学課に提出しなければならない。

2. 定期試験の試験時間

定期試験の試験時間は次のとおりである。なお、各時限60分を原則としており、平常の授業時間と異なるので注意すること。

時限	1	2	3	4	5	6	7
時間	9:00～10:00	10:20～11:20	11:40～12:40	13:40～14:40	15:00～16:00	16:20～17:20	17:40～18:40

3. 試験の際に不正を行った者の取り扱い

本学部学生が、試験（単位互換により、本学部以外での受験を含む）において不正行為を行った場合、「学則」および「学生の懲戒に関する規程」に従って処分の手続きを行い、「当該クォーター期間内に実施する全ての科目試験の評価を不可（0点）にする」とともに、「10日以上停学または退学」とする。

- (1) 試験には、大学が当該年度の学年暦で定めた定期試験期間中に行う試験の他、担当教員が授業期間中に各学期末試験または学年末試験として行う試験や、クォーター開講科目で学期途中に実施する試験も対象とし、これらのすべてを「当該クォーター期間内に実施する全ての科目試験」として取り扱う。
- (2) 「停学」の期間は在学年数に算入する。
- (3) 「停学」の執行開始は、処分を決定した日の翌日からとする。
- (4) 処分の内容は決定後公示する。

注1：下記のような場合は不正行為と断定する。

- (a) 代人に受験させた場合
- (b) 他人のために答案、メモ等を書いたり、他人に答案、メモ等を書いてもらったりしている場合
- (c) 問題配布後で試験開始の合図がある前、および試験終了後に鉛筆などの筆記用具を手に持っている場合
- (d) 持ち込みを許可されていない教科書、参考書、ノート、メモ等を見たと認められる場合
- (e) 他人の答案を見たと認められる場合
- (f) 他人に自己の答案を見せたと認められる場合
- (g) 言語、動作をもって互いに連絡している場合
- (h) 教科書、参考書、ノート等を参照してよい場合に、これらを互いに貸借している場合
- (i) その他、試験監督者および出題者が不正と判断する行為（例えばメモ、ノートを机の上に置いている場合や所持している場合等）を行った場合
- (j) 携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を机の上に置いたり、身に着けていたりした場合

注2：不正行為は試験場で指摘された場合に限らず、採点の際に発見された場合も同様の扱いを受ける。

注3：処分を受けると当該クォーター期間内に実施される科目試験の全ての科目が不合格となるので、ほぼ確実に1年以上の卒業延期となる。

8. 科目成績

1. 成績の発表

- (1) 成績は8月下旬（クォーター開講を含む前期配当科目）と3月下旬（クォーター開講を含む後期配当科目および通年配当科目）の2回発表する。
- (2) 成績は発表と同時に効力を発生するものとする。
- (3) 卒業の要件を満たして卒業資格を認定された者は、3月に本学内に掲示する。

2. 成績の評価

学業成績の評価を、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）の5段階に分け、秀、優、良、可を合格とする。「不可」については、(1)合格基準に満たない評価点の場合、(2)成績判定の材料がそろわず評価が不可能な場合の2種類があり、両方とも不合格である点は同じだが、評価が不可能な場合は $f-GPA$ （下記「3. 成績順位の算定方法」参照）の計算から除外する。また、当初の評価で合格に達していない場合でも、授業への出席状況や授業内容の理解度等を考慮し、追加の学習を行えば当初と同一の評価を行っても合格に達することが期待できる学生には追加学習の機会を設けて再評価を行うことがある。この措置は任意の卒業要件加算科目が対象となり得る。なお、他大学で修得した科目を本学の科目として認めたときの評価は段階別に分けて、「認定」の表記になる（例えば、認定留学で修得した単位など）。

3. 成績順位の算定方法

成績順位は、 $f-GPA$ （ファンクショナル・グレード・ポイント・アベレージ）方式により算定される。計算式は以下のとおりで、算出された評定値の大きい順に順位がつけられる。

$$\frac{(\text{履修した各科目の } GP \times \text{単位数}) \text{ の合計}}{\text{履修単位数}} = \text{評定値}$$

※ $GP = (\text{科目の得点} - 50) / 10$ ただし、科目の得点が60点未満の場合、 GP は0とする。

- (1) 評定値算出対象科目は「卒業要件対象科目」とする（卒業要件非加算の単位数は含めない）。
- (2) 評定値算出には不合格科目も対象とするが、成績評価が不可能な科目は分子・分母ともに対象外とする。
- (3) 評定値算出には必修科目を必ず算入し、それに加えて以下の数値を超えない単位数となるまで、必修科目以外の科目を GP が高い順に算入する。つまり、以下の単位数を超過した分は、その時点での評定値算出には含まれない。

1年前期終了時： 20単位	1年後期終了時： 40単位
2年前期終了時： 60単位	2年後期終了時： 80単位
3年前期終了時： 100単位	3年後期終了時： 118単位
4年前期終了時： 121単位	卒業時： 124単位

- (4) 不合格科目を再履修した場合は、分母の履修単位数の変更はせずに、分子のみ最新評価結果に変更して算出する。
- (5) 前期終了時に評定値を算出する場合、当該年度に履修中の通年科目については、分母（履修単位数）に含めない。
- (6) 評定値が同じ場合には、分子が大きいものを上位とする。分子も同じ場合には同順とする。
- (7) 評価が「認定」の科目は、評定値算出の対象にならない。

9. 単位修得状況や成績に関する指導

① 単位修得状況による指導

1年次前期終了時に修得単位が10単位未満の者に対しては、学修意欲の促進と成績向上を目的として、クラス担任が面談等の個別指導を行う。また、**1年次終了時に修得単位が20単位未満**の者に対しては、クラス担任が面談等を行い、勉学意志の確認や進路変更を含めた今後の進め方に関する相談および指導を行う。なお、いずれの場合も上記修得単位数には卒業要件非加算の単位数を含めない。また、途中で休学がある場合はその期間を考慮して対応する。

② $f-GPA$ による指導

各年次終了時に、 $f-GPA$ が0.6未満の者には、退学勧告を行う。併せて、 **$f-GPA$ が1.5未満**である成績不振の者には個別面談などを実施する。

10. 3年次進級条件

2年次終了時に修得単位が60単位未満（卒業要件非加算の単位数は含めない）の者は、3年次へ進級できず2年次に留年となる。

11. 4年次進級条件

3年次から4年次へ進級するには、下記の条件を満たす必要がある。満たしていない場合、3年次に留年となる。

- ① **3年以上在学していること。** …休学期間は在学期間に算入しない。
- ② **100単位以上を修得していること。** …卒業要件非加算の単位数は含めない。
- ③ **各学科の定める4年次進級条件を充たしていること。** …各学科の頁を参照すること。

注意：3年次終了時まで短期間でも休学期間があると、①の条件が満たせず、4年次進級は翌年度4月まで延期されることになるので十分注意すること。

12. 卒業研究(1)着手条件

卒業研究(1)に着手するためには、下記のいずれかの条件を満たす必要がある。満たしていない場合、卒業研究(1)に着手できない。

- ① **4年次進級条件を充たしていること。**
- ② **卒業研究の早期着手が学科から認められていること。**

注意：留年となり、翌年度以降の前期末に①の条件を満たした学生が卒業研究(1)の着手を希望し、これを学科が認めた場合、当該年度の後期から卒業研究(1)に着手できる。また、②の条件を満たすためには、学部・大学院一貫教育プログラムへの参加が必要である。後述の「16. 学部・大学院一貫教育」の頁も参照すること。

13. 卒業研究(2)着手条件

卒業研究(2)に着手するためには、卒業研究(1)が修得済みである必要がある。修得していない場合、卒業研究(2)に着手できない。なお、学年末に卒業研究(1)を修得し、かつ、4年次進級条件を満たした場合は、翌年度の前期から卒業研究(2)に着手できる。

14. 修業年限と卒業延期

1. 修業年限

本学の修業年限は4年とする。なお、在学年数は8年を超えることはできない。さらに1年次、2年次を合わせて4年を超えて在学できない。ただし、休学中の期間は在学期間に加えない。

2. 卒業延期

4年を超えて在学する場合は、4月30日までに定められた所定の学費を納入しなければならない。履修届出については前年度までの方法と同じである。

なお、卒業延期者が卒業に必要な条件を充足すれば、学期末毎に卒業資格が認定される。

15. 他学科・他学部・他大学の科目の履修

1. 特別履修

所属する自学科の教育課程表（「教養科目」「体育科目」「外国語科目」「学部基盤科目」「専門科目」）に属さない科目の履修を「特別履修」とする。これらに該当するものとして、**自学部内他学科の科目・他学部の科目・他大学の科目**（協定を結んでいる大学に限る）などがある。これらの特別履修は，“卒業要件加算”とする場合と“卒業要件非加算”とする場合がある。

なお、各学科により、取り扱いが異なる場合があるので、以降の説明の他に、所属学科の「履修上の注意事項」を参照すること。

卒業要件加算		卒業要件非加算		
所属する学科の教育課程表				
教養科目	「共通分野 教育課程表」参照	自学部内他学科の科目の特別履修		
体育科目		他学部の科目の特別履修		
外国語科目		他大学の科目の特別履修（協定を結んでいる大学に限る） 工学院大学／芝浦工業大学／東京電機大学 東京理工系 4 大学として 4 大学相互の単位互換協定を結んでいる協定校。		
学部基盤科目				
専門科目				

2. 自学部内他学科科目の特別履修

自学部内の他学科で開講される科目は、原則として次のとおり履修することができる。

他学科における科目区分と科目種別			履 修 の 可 否
他学科の教育課程表	学部基盤科目	所属学科の同一名称科目	原則として履修できないが、再履修の場合に特例を認めることがあるので授業時間表を参照すること。
		所属学科の類似名称科目※ 所属学科にない科目	原則として履修できないが、一部の科目については特例を認めることがあるので当該学期の特別履修の案内を参照すること。
	専門科目	所属学科の同一名称科目 所属学科の類似名称科目※ 所属学科にない科目	原則として履修できるが、自学科の授業と合同開講している場合等、履修が認められないことがある。

※「類似名称科目」とは、以下のような場合を指す。

- ① 「物理学(1)」「物理学」のように、番号の有無だけが異なる科目
- ② 「〇〇概論」「〇〇汎論」など、同一のキーワードが科目名になっている場合
- ③ 講義内容が酷似している科目も同様に扱う

(1) 履修の手続き

履修する場合は、通常の履修登録と併せて「特別履修申告書」の提出が必要である。履修にあたっては、該当学科の「学修要覧」，「教授要目」，「授業時間表」を参考にすること。

(2) 履修の制限

- ・「3. 履修心得－10. 履修登録上の注意」に記載された制限はすべて適用される。
- ・履修希望者数が多く、履修人数を制限する場合等、履修に許可が必要な場合は開講学科の学生が優先される。

(3) 試験日程および成績評価

履修科目の試験日程および成績評価は、開講学科の日程および基準による。

(4) 卒業要件上の扱い

卒業要件加算の特別履修は、自由選択として扱う。なお、卒業要件加算とするか卒業要件非可算とするかについては、特別履修申告書の提出の際に選択することとなるが、科目によっては卒業要件に加算することができない場合がある。詳細は当該学期の特別履修の案内を参照すること。

3. 他学部の科目の特別履修

他学部で開講される科目の履修についても、自学部内他学科科目を履修する場合に準ずる。ただし、履修の可否については、当該学部において自学部の科目区分と科目種別に相当するものは同様に扱い、それ以外は原則として履修できない。

4. 他大学の科目の特別履修**東京理工系4大学単位互換**

東京理工系4大学の交流協定に基づき、工学院大学、芝浦工業大学、東京電機大学で開講される科目のうち、単位互換可能科目を所属学科の許可を得て履修することができる。修得した科目は学則で定める最大の単位数までを卒業要件に算入できる。ただし、本学において開講している科目と同一内容の科目については、履修を許可しない。単位互換が可能な科目と履修手続は世田谷キャンパス教学課で確認すること。他大学での受講については、クラス担任あるいはアカデミックアドバイザーの指導・助言を受けること。

16. 学部・大学院一貫教育

高度に科学技術が発展するとともに、知の専門化、細分化が進み、国際競争が激化する現代社会においては、新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる深い専門知識と幅広い応用力を持つ人材が求められている。そのため、本学でも大学院に進学し学修を継続する学生が多いが、学部教育と大学院教育を滑らかに接続し効果的に学修できるよう、「学部・大学院一貫教育プログラム」が用意されている。将来の職業を早い段階から見据えて、この「学部・大学院一貫教育プログラム」を有効に活用して欲しい。

1. プログラム内容

以下に、本プログラムの特色を述べるが、これらを実現するにはプログラムに参加し、十分な成果を挙げることが条件であることは言うまでもない。また、以下の内容を含め、プログラム内容は各学科、各専攻が特色ある内容を用意しているので、詳細は各学科教務委員等に問い合わせること。

(1) 大学院授業科目の先行履修

本プログラムへの参加が認められた学生のみ、大学院各専攻が指定する大学院授業科目を先行して履修する事ができる。これにより、大学院での学修・研究に時間的余裕を確保でき、より充実した大学院での成果を見込める。

(2) 卒業研究の早期着手・修了

本プログラムを選択し、在籍学科が認めた場合には、卒業研究を3年後期から開始することができる。

さらに、卒業研究が順調に遂行され、学科が卒業研究として十分な内容であると判断した場合には、4年前期末で卒業研究を終了し、大学院博士前期課程の研究へと進む事ができる。

(3) 大学院博士前期課程在学中の学外研修

卒業研究を4年前期末で終了できた学生または4年終了時に大学院授業科目を15単位修得した学生は、余裕を持った充実した大学院生活を送れるが、その活用方法にはさまざまな選択肢が考えられる。

指導教員の指導のもと、より充実した研究活動に充てる、国内・国外のインターンシップに充てる、海外留学に充てる、他大学や学内の他研究室での研究参加に充てるなど、有意義に活用して欲しい。

(4) 大学院博士前期課程の早期修了

4年前期末で卒業研究も含めた卒業要件を満たし、かつ、大学院A日程入試に合格している学生は、4年後期から大学院博士前期課程の研究に着手でき、大学院で定められた博士前期課程早期修了要件を満たすことで修士の学位を1年間で取得する事が可能である。

例えば、1年早く博士後期課程に進学する事ができ、その後、博士後期課程でも早い時期に十分な成果が挙げられれば、大学院博士前期課程、博士後期課程全体を3年間で修了することも可能である。

2. プログラム参加について

本プログラムは大学院に進学する優秀な学生を対象としたプログラムであり、その参加資格、手続き時期は以下のようになっている。本プログラムに参加する学生のみが、「大学院授業科目の先行履修」を始めとする上記「1. プログラム内容」の適用可能性を有する。本プログラム内容の適用を希望する学生は必ず当該時期に手続きを行うこと。

(1) プログラム参加資格

以下に示すいずれかの時点において、条件を満たしている学生が本プログラムへの参加資格を有する。

- ・3年後期開始時点： 3年前期終了時点での**成績（f-GPA）が学科上位2分の1以内**であること
- ・4年前期開始時点： 大学院A日程入試推薦基準を満たしているか、基準となるf-GPA以上であること。
- ・4年後期開始時点： 大学院B日程入試に合格しているか、基準となるf-GPA以上であること。

(2) 手続き時期と方法

上記のように、3年後期開始時点、4年前期開始時点、4年後期開始時点に本プログラムへの申請を受け付ける。詳細は当該時期のオリエンテーションで示されるので、必ず出席すること。

東京都市大学留学プログラム

本学の留学プログラムには、主に「TAP(東京都市大学オーストラリアプログラム)」と「ATAP (Advanced TAP)」があります。

TAP は国内での準備教育と約 4 か月のオーストラリア留学を組み合わせた 2 年に亘る本学独自の国際人育成プログラムです。登録時の英語力は問いませんので、英語に自信がない場合でも、安心して留学することが可能です。1 年次には準備教育として、前期後期合わせて 100 日間の英会話レッスンもあります。

ATAP は、ブリスベンのクイーンズランド工科大学に 16 週間留学します。参加条件として IELTS 5.5 以上、GPA 2.5 以上が求められます。



◆ 各プログラムの概要

英語レベルなどに合わせて参加するプログラムを選んでください。

プログラム	TAP (東京都市大学オーストラリアプログラム)	ATAP (Advanced TAP)																												
概要	初体験でも安心してチャレンジできる留学システム。 国内での準備教育とオーストラリア留学の 2 年間にわたる大規模プログラム。	現地学生とともにディプロマコースで学ぶ英語上級者向けプログラム。																												
募集定員	<table border="1"> <tr> <td>環境学部</td><td>環境創生学科</td><td rowspan="5">300 名</td></tr> <tr> <td></td><td>環境経営システム学科</td></tr> <tr> <td>メディア情報学部</td><td>社会メディア学科</td></tr> <tr> <td>情報システム学部</td><td>情報システム学科</td></tr> <tr> <td>デザイン・データ科学部</td><td>デザイン・データ科学科</td></tr> <tr> <td>都市生活学部</td><td>都市生活学科</td><td rowspan="5">300 名</td></tr> <tr> <td>人間科学部</td><td>人間科学科</td></tr> <tr> <td>理工学部</td><td>全 7 学科</td></tr> <tr> <td>建築都市デザイン学部</td><td>全 2 学科</td></tr> <tr> <td>情報工学部</td><td>全 2 学科</td></tr> <tr> <td>デザイン・データ科学部</td><td>デザイン・データ科学科</td><td></td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>サイクル A : 300 名 サイクル B : 300 名 600 名</td><td></td></tr> </table> 参加定員及び渡航期間は、学部学科ごとに定められています。また、派遣先大学は TOEIC®テスト等の結果により決定されますので選ぶことはできません。 ※デザイン・データ科学部の学生は、サイクル A またはサイクル B のいずれかに振り分けられます。	環境学部	環境創生学科	300 名		環境経営システム学科	メディア情報学部	社会メディア学科	情報システム学部	情報システム学科	デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科	都市生活学部	都市生活学科	300 名	人間科学部	人間科学科	理工学部	全 7 学科	建築都市デザイン学部	全 2 学科	情報工学部	全 2 学科	デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科		合 計	サイクル A : 300 名 サイクル B : 300 名 600 名		50 名 1 年生から応募可。 留学を希望する年次に、以下の出願条件を全て満たすことで応募できます。 ① 有効期限内の IELTS 5.5 以上 (各技能 5.0 以上) または TOEFL iBT 56 以上 (LR 10, W 15, S 14) を保持していること ② 成績が GPA2.5 以上であること
環境学部	環境創生学科	300 名																												
	環境経営システム学科																													
メディア情報学部	社会メディア学科																													
情報システム学部	情報システム学科																													
デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科																													
都市生活学部	都市生活学科	300 名																												
人間科学部	人間科学科																													
理工学部	全 7 学科																													
建築都市デザイン学部	全 2 学科																													
情報工学部	全 2 学科																													
デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科																													
合 計	サイクル A : 300 名 サイクル B : 300 名 600 名																													
英語要件	特になし	IELTS 5.5 以上 または TOEFL iBT 56 以上 (各技能のスコア指定あり)																												
語学準備講座	参加必須(1 年次 前後期 100 日間)	なし																												
プログラム期間	<table border="1"> <tr> <td>サイクル A</td><td>語学準備講座</td><td>2025 年 5～7 月、9～12 月</td></tr> <tr> <td></td><td>豪州留学</td><td>2026 年 2～5 月</td></tr> <tr> <td>サイクル B</td><td>語学準備講座</td><td>2026 年 5～7 月、9～12 月</td></tr> <tr> <td></td><td>豪州留学</td><td>2026 年 8～11 月</td></tr> </table>	サイクル A	語学準備講座	2025 年 5～7 月、9～12 月		豪州留学	2026 年 2～5 月	サイクル B	語学準備講座	2026 年 5～7 月、9～12 月		豪州留学	2026 年 8～11 月	豪州留学 : 毎年 2～5 月																
サイクル A	語学準備講座	2025 年 5～7 月、9～12 月																												
	豪州留学	2026 年 2～5 月																												
サイクル B	語学準備講座	2026 年 5～7 月、9～12 月																												
	豪州留学	2026 年 8～11 月																												
派遣先大学	エディスコーワン大学 / マードック大学 [西オーストラリア州 パース]	クイーンズランド工科大学 [クイーンズランド州 ブリスベン]																												
学修内容と修得単位	英語科目/教養科目等 計 12 単位 詳細は別表 1 参照	英語科目/専門基礎科目等 計 12 単位 詳細は別表 2 参照																												

4か月間の留学において、1st クォーターは、大学付設の語学学校（能力別クラス）で英語を学びます。2nd クォーターは国際人として必要な教養を身につけるために、教養の科目を英語で学びます。現地における科目と、本学における認定科目については以下のとおりですが、詳細は学科のTAP担当教員及び教務委員に確認してください。

派遣先	学期	派遣先大学での開講科目名（※1）	本学での認定科目名／単位数	理工学部 認定科目区分	建築都市 デザイン学部 認定科目区分	情報工学部 認定科目区分	
エディ スコー ワン 大学 (ECU)	前半	Improving English	Communication Skills(1)	1	外国語科目区分の必修科目である 「Communication Skills (1)、(2)」及び 「Reading and Writing (1a)、(1b)、(2a)、 (2b)」に読み替えて単位を認定します。 TAP 参加学生は上記科目の履修は不可となります。		
			Communication Skills(2)	1			
			Reading and Writing(1a)	0.5			
			Reading and Writing(1b)	0.5			
			Reading and Writing(2a)	0.5			
			Reading and Writing(2b)	0.5			
	Improving English	※2	2	教養科目	教養科目	教養科目	
	後半	Collaborative Design	※2	2	理工学基礎科目・選択	学部基礎科目・選択	情報工学基礎科目・選択
Social, Cultural, and Media Studies		※2	2	教養科目	教養科目	教養科目	
Introductory Applied Mathematics		※2	2	理工学基礎科目・選択	学部基礎科目・選択	情報工学基礎科目・選択	
マード ック 大学 (MU)	前半	Improving English	Communication Skills(1)	1	外国語科目区分の必修科目である 「Communication Skills (1)、(2)」及び 「Reading and Writing (1a)、(1b)、(2a)、 (2b)」に読み替えて単位を認定します。 TAP 参加学生は上記科目の履修は不可となります。		
			Communication Skills(2)	1			
			Reading and Writing(1a)	0.5			
			Reading and Writing(1b)	0.5			
			Reading and Writing(2a)	0.5			
			Reading and Writing(2b)	0.5			
	Improving English	※2	2	教養科目	教養科目	教養科目	
	後半	Australia and Asia	※2	2	教養科目	教養科目	教養科目
		Using Web Data	※2	2	理工学基礎科目・選択	学部基礎科目・選択	情報工学基礎科目・選択
		Sustainable Urban Design	※2	2	理工学基礎科目・選択	学部基礎科目・選択	情報工学基礎科目・選択

派遣先	学期	派遣先大学での開講科目名（※1）	本学での認定科目名／単位数		都市生活学部 認定科目区分	人間科学部 認定科目区分
エディ スコー ワン 大学 (ECU)	前半	Improving English	Communication Skills(1)	1	外国語科目区分の必修科目である 「Communication Skills (1)、(2)」及び 「Reading and Writing (1a)、(1b)、(2a)、 (2b)」に読み替えて単位を認定します。 TAP 参加学生は上記科目の履修は不可となります す。	
			Communication Skills(2)	1		
			Reading and Writing(1a)	0.5		
			Reading and Writing(1b)	0.5		
			Reading and Writing(2a)	0.5		
			Reading and Writing(2b)	0.5		
	Improving English	※2	2	教養科目	教養科目	
	後半	Collaborative Design	※2	2	教養科目	教養科目
Social, Cultural, and Media Studies		※2	2	専門基礎科目・選択必修	教養科目	
Urban Movement and Analysis		※2	2	専門基礎科目・選択必修	教養科目	
マード ック 大学 (MU)	前半	Improving English	Communication Skills(1)	1	外国語科目区分の必修科目である 「Communication Skills (1)、(2)」及び 「Reading and Writing (1a)、(1b)、(2a)、 (2b)」に読み替えて単位を認定します。 TAP 参加学生は上記科目の履修は不可となりま す。	
			Communication Skills(2)	1		
			Reading and Writing(1a)	0.5		
			Reading and Writing(1b)	0.5		
			Reading and Writing(2a)	0.5		
			Reading and Writing(2b)	0.5		
			Improving English	※2		
	後半	Australia and Asia	※2	2	教養科目	教養科目
		Digital Storytelling	※2	2	専門科目・選択	教養科目
		Sustainable Urban Design	※2	2	専門基礎科目・選択必修	教養科目

※2 学則第 43 条に則り、派遣先大学で単位を修得した科目名称のままで本学の単位を認定する。

◆ 留学中の学修 ATAP : Advanced TAP

必須の英語科目 (Academic Communication 1) を勉強しながら、他に 2 科目を選択します。現地における開講予定科目と、本学における認定科目については以下のとおりですが、詳細は学科の関連する教員 (指導教員やクラス担任等) に必ず確認し、不在期間の履修の取り扱いをご相談の上ご応募ください。個別の学修状況によっては卒業延期になることはあり得ます。

(別表 2) 単位認定表 [ATAP]

派遣先	派遣先大学での開講科目名 (※1)	本学での認定科目名 (※2) / 単位数		理工学部 認定科目区分	建築都市デザイン学部 認定科目区分	情報工学部 認定科目区分	都市生活学部 認定科目区分	人間科学部 認定科目区分
クイーンズ ランド 工科大学 (QUT)	Academic Communication 1	Communication Skills(1)	1	原則、外国語必修科目「Communication Skills (1)、(2)」及び「Reading and Writing (1a)、(1b)、(2a)、(2b)」に読み替えて単位認定します。 本学の外国語必修科目を 1 つでも修得している場合は、「Academic Communication 1」(4 単位) の一部を分割して本学の英語必修科目の 1 科目に読み替えて認定することは行いません。その場合は「Academic Communication 1 (4 単位)」の科目名のまま外国語科目区分内の選択科目として認定します。すでに単位を修得済みの外国語選択科目があり外国語科目区分の卒業要件を充足している場合は「自由選択科目区分」として認定します。				
		Communication Skills(2)	1					
		Reading and Writing(1a)	0.5					
		Reading and Writing(1b)	0.5					
		Reading and Writing(2a)	0.5					
		Reading and Writing(2b)	0.5					
	ビジネス領域科目群から選択	※3	4	教養科目	学部基盤科目	学科専門科目	教養科目 (※4)	教養科目
	工学領域科目群から選択	※3	4	学科により異なる	学部基盤科目	情報工学基盤科目	単位認定対象外	教養科目
	IT 領域科目群から選択	※3	4	学科により異なる	学部基盤科目	情報工学基盤科目 (※4)	単位認定対象外	教養科目
	メディア領域科目群から選択	※3	4	学科により異なる (※4)	学部基盤科目	学科専門科目	教養科目 (※4)	教養科目
	健康科学領域科目群から選択	※3	4	学科により異なる	学部基盤科目	単位認定対象外	単位認定対象外	教養科目

※1) QUT の開講科目名は、教育課程変更等により変更となる場合がある。

※2) 学生個々の単位修得状況により、本学での単位認定科目区分等は異なる。

※3) 学則第 43 条に則り、QUT で単位を修得した科目名称のままで本学の単位を認定する。

※4) 単位認定対象外の科目がある。

上記の記載内容 (開講科目名など) は変更される場合がありますのでご了承ください。

◆ 留学プログラムに関するお問合せ先

国際支援課 (大学教学局国際部) 世田谷キャンパス 7 号館 2 階 メールアドレス studyabroad@tcu.ac.jp